

# 官報

號外

大正十四年三月十八日 水曜日

# 内閣印刷局

## ○第五十回 衆議院議事速記録第二十八號

第一回	大正十四年三月十七日(火曜日)午後一時二十分開議 議事日程 第二十七號	大正十四年三月十七日(火曜日)午後一時二十分開議 午後一時開議
質問	一 松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問 (吉良元夫君提出)	質問
質問	二 賣國の行為取締ニ關スル質問 (建部遜吾君提出)	質問
質問	三 思想善導ニ伴フ特殊機關設置ニ關スル質問 (秋田寅之介君提出)	質問
質問	四 永樂銀行支拂停止ニ關スル質問 (簡井民次郎君提出)	質問
會計案	第一 教育改善及農村振興基金特別會計案 (政府提出、貴族院回付)	會計案
會計案	第二 索引案 (政府提出)	會計案
會計案	第三 藥品法案 (政府提出)	會計案
會計案	第四 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員 (選舉)	會計案
會計案	第五 條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國 依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國 的トスル帝國會社ニ關スル法律案 (政府提出)	會計案
會計案	第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員 (選舉)	會計案
會計案	第七 帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル 法律案 (政府提出)	會計案
會計案	第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員 (選舉)	會計案
會計案	第九 支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船舶等 ル船舶等ニ關スル法律案 (政府提出)	會計案
會計案	第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員 (選舉)	會計案
會計案	第十一 外國人土地法案 (政府提出貴族院送付)	會計案
會計案	第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員 (員ノ選舉)	會計案
會計案	第十三 漁業財團抵當法案 (政府提出)	會計案
會計案	第十四 登錄稅法中改正法律案 (政府提出)	會計案
會計案	第十五 印紙稅法中改正法律案 (政府提出)	會計案
會計案	第十六 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ 退官退職シタル者等ニ交付スル公債 發行ニ關スル法律案 (政府提出)	會計案
會計案	第十七 下關漁港速成ニ關スル建議案 (秋田寅之介君外一名提出)	會計案
會計案	第十八 高等工業學校設置ニ關スル建議案 (柳仲次郎君外六名提出)	會計案
會計案	第十九 北海道高等學校設置ニ關スル 建議案(柳仲次郎君外六名提出)	會計案
會計案	第二十 刑餘者ニ對スル法令ノ差別待 遇撤廢ニ關スル建議案 (原夫次郎君外四名提出)	會計案
會計案	第二十一 生計調査ニ關スル建議案 (加藤鯛一君提出)	會計案
會計案	第二十二 日南鐵道東部線速成ニ關ス ル建議案(山道襄一君提出)	會計案
會計案	第二十三 道敷設ニ關スル建議案(熊谷直太君 外四名提出)	會計案
會計案	第二十四 今泉坂町間鐵道起點變更ニ 關スル建議案(石塚三郎君外四名提 出)	會計案
會計案	第二十五 借家人ノ利益保護ニ關スル 建議案(廣瀬徳藏君外四名提出)	會計案
會計案	第二十六 鳥栖長尾間鐵道建設ニ關ス ル建議案(加藤十四郎君提出)	會計案
會計案	第二十七 金鷗勳章年金令改正ニ關ス ル建議案(中野寅吉君外五名提出)	會計案
會計案	第二十八 鐵絲局設置ニ關スル建議案 (武藤金吉君外二名提出)	會計案
會計案	第二十九 繡織物ノ單科大學設置ニ 關スル建議案(清水留三郎君提出)	會計案
會計案	第三十 高等醫學學校建設ニ關スル建 議案(岡本實太郎君外二名提出)	會計案
會計案	第三十一 農業教育振興ニ關スル建議 案(加藤知正君外二名提出)	會計案
會計案	第三十二 烏柄白井間鐵道建設ニ關ス ル建議案(山内範延君外三名提出)	會計案
會計案	第三十三 脊椎羽鐵道速成ニ關スル建 議案(高橋元四郎君外二名提出)	會計案
會計案	第三十四 教員俸給支給法改定ニ關ス ル建議案(建部遜吾君提出)	會計案
會計案	第三十五 青森港ニ領事機關設置ノ交 渉ニ關スル建議案(工藤鏡男君提出)	會計案
會計案	第三十六 敦賀港ニ露國領事館設置ニ 關スル建議案(河崎清君外一名提出)	會計案
會計案	第三十七 伏木港ニ露國領事館設置ニ 關スル建議案(石原正太郎君外四名 提出)	會計案
會計案	第三十八 警察費國庫下渡金連帶支辨 規定改正ニ關スル建議案(千葉宮次 郎君外三名提出)	會計案
會計案	第三十九 漁村振興ニ關スル建議案 (千葉宮次郎君外六名提出)	會計案
會計案	第四十 淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關ス ル建議案(千葉宮次郎君外二名提出)	會計案
會計案	四十一 移住組合法制定ニ關スル建議案 (副議長小泉又次郎君提出)	會計案
會計案	四十二 德山港ヲ第二種港編入ニ關スル建議案 (以上三月十四日提出)	會計案
會計案	四十三 橫山金太郎君 渡邊祐策君 津崎尚武君 山本慎平君	會計案

提出者 移住組合法制定ニ關スル建議案

土井 権大君

荒川 五郎君

石井 謂吾君

(以上三月十四日提出)

長崎五島佐世保間命令航路ノ完備ニ關スル建議案

提出者 牧山 耕藏君

向井 傑雄君

志波安一郎君

川原 茂輔君

小橋 一太君

成田 笠信君

高見 之通君

則元 由庸君

富田 恵之助君

森 勉君

木下 謙次郎君

松田 源治君

田中 隆三君

(以上三月十六日提出)

提出者 漆樹栽培獎勵ニ關スル建議案

寺島 崇藏君

佐藤 實君

名古屋港ニ自由港設置ニ關スル建議案

提出者 服部 英明君

田中 善立君

近藤重三郎君

(以上三月十七日提出)

提出者 國崎市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

小山 松壽君

如シ

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出思想善導ニ伴フ特殊機關設置ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員建部遜吾君提出賣國的行爲取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員高井民次郎君提出永樂銀行支拂停止ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員高井民次郎君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對スル答辯書

右成規ニ據リ提出候也

大正十四年三月五日

提出者 吉良 元夫  
司法大臣 若槻禮次郎

松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問主意書

トシテ赴任スルヤ陽ニ所謂綱紀肅正ヲ高唱シ陰ニ憲政會大分縣支部ノ陳情ニ聽キ大小官公吏數百名ヲ馘首シ

主トシテ同支部幹部ノ獻策ヲ容レ大

小ノ縣設施殆ト悉ク憲政會擴張ノ手段ナリト謂フモ誣言ニ非サルヘキノ

情態ニシテ其ノ暴政今之ヲ列舉スルニ違アラススノ如キ事相ハ知事トシテノ職務執行上相當ノ措置トシテ認容セラルモノナリヤ如何

大正十四年度大分縣通常縣會ニ於テ青姫検査ノ件米生産検査ノ件道路修繕費ノ件ノ三件ヲ縣會ニ於テ原案ヲ修正可決ヲ爲シタリ然ルニ松村大分縣知事ハ右縣會ノ議決ヲ否認シ原案執行ノ申請ヲ爲シタルニ内務大臣ハ右ニ對シ原案執行ヲ認可シタリト聞ク右ハ如何ナル理由ニ因リ知事ノ申請ヲ認可シタルモノナリヤ其ノ理由ヲ明示セラレタシ

大正十四年三月十七日  
内務省發地第一號

内閣總理大臣 子爵加藤 高明

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員長柏谷義三殿

右及質問候也

大正十四年三月十七日  
内務省發地第一號

内閣總理大臣 子爵加藤 高明

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員長柏谷義三殿

右及質問候也

大正十四年三月十七日  
内務省發地第一號

内閣總理大臣 子爵加藤 高明

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員長柏谷義三殿

右及質問候也

大正十四年三月十七日  
内務省發地第一號

内閣總理大臣 子爵加藤 高明

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員長柏谷義三殿

右及質問候也

大正十四年三月十七日  
内務省發地第一號

内閣總理大臣 子爵加藤 高明

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員長柏谷義三殿

右及質問候也

大正十四年三月十七日  
内務省發地第一號

内閣總理大臣 子爵加藤 高明

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出松村大分縣知事ノ暴政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員長柏谷義三殿

右及質問候也

關スル不適當ノ議決ト認メタルヲ以テ府縣制ノ規定スル所ニ從ヒ知事具狀ノ通り指揮シタル次第ナリ

右及質問候也

大正十四年三月十七日  
内務大臣 若槻禮次郎

賣國的行爲取締ニ關スル質問主意書

大正十四年三月七日  
内務大臣 若槻禮次郎

賣國的行爲取締ニ關スル質問主意書

大正十四年三月九日  
内務大臣 若槻禮次郎

思想善導ニ伴フ特殊機關設置ニ關スル質問主意書



一去十三日加藤内閣總理大臣ヨリ柏谷本院議長宛大正十一年四月一日ヨリ同十二年三月三十日ニ至ル竝大正十二年四月一日ヨリ同十三年三月三十日ニ至ル朝鮮總督府所屬、臺灣總督府所屬及樺太廳所屬官有財產増減異動報告ヲ受領セリ如シ日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律案委員 櫻瀬軍之佐君 作間耕逸君 平沼亮三君 荒井建三君 高橋元四郎君 手代木隆吉君 本多貞次郎君 金光庸夫君 福井甚三君 堀喜君 高山長幸君 伊澤平左衛門君 若尾幾太郎君 松本眞平君 加藤六藏君 佐々木平次郎君 加藤鑑五郎君 吉津度君 田中萬逸君辭任ニ付其ノ補闕トシテ藤井敬慎君ヲ、教育ノ機會均等ニ關スル建議案委員藤田包助君、黒住成章君辭任ニ付其ノ補闕トシテ黒住成章君、藤田包助君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ

一昨十六日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律案外三件 櫻瀬軍之佐君 委員長 借家法中改正法律案 委員長 川崎安之助君 宮崎三之助君 佐々木平次郎君 加藤鑑五郎君 吉良元夫君 田崎信藏君 田中隆三君 中村四郎兵衛君 小野寅吉君 河野正義君 小島證作君 木村政次郎君 西澤定吉君 宮本逸三君 長岡外史君 齊藤真三郎君 田崎信藏君 一去十四日大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計終結ニ關スル法律案委員岩切重雄君、砂田重政君辭任ニ付其ノ補闕トシテ寺田市正君、板野友造君ヲ、猿投神社昇格ニ關スル建議案委員加藤六藏君辭任ニ付其ノ補闕トシテ近藤重三郎君ヲ、北海道震地整理處理法案委員土井權大君辭任ニ付其ノ補闕トシテ馬場義興

君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ。一去十四日常任委員理書補闕選舉ノ結果左ノ如シ日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律案委員 櫻瀬軍之佐君 作間耕逸君 平沼亮三君 荒井建三君 高橋元四郎君 手代木隆吉君 本多貞次郎君 金光庸夫君 福井甚三君 堀喜君 高山長幸君 伊澤平左衛門君 若尾幾太郎君 松本眞平君 加藤六藏君 佐々木平次郎君 加藤鑑五郎君 吉津度君 田中萬逸君辭任ニ付其ノ補闕トシテ藤井敬慎君ヲ、教育ノ機會均等ニ關スル建議案委員藤田包助君、黒住成章君辭任ニ付其ノ補闕トシテ黒住成章君、藤田包助君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ

一昨十六日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律案外三件 櫻瀬軍之佐君 委員長 借家法中改正法律案 委員長 川崎安之助君 宮崎三之助君 佐々木平次郎君 加藤鑑五郎君 吉良元夫君 田崎信藏君 田中隆三君 中村四郎兵衛君 小野寅吉君 河野正義君 小島證作君 木村政次郎君 西澤定吉君 宮本逸三君 長岡外史君 齊藤真三郎君 田崎信藏君 一昨十六日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律案外三件 櫻瀬軍之佐君 委員長 借家法中改正法律案 委員長 川崎安之助君 宮崎三之助君 佐々木平次郎君 加藤鑑五郎君 吉良元夫君 田崎信藏君 田中隆三君 中村四郎兵衛君 小野寅吉君 河野正義君 小島證作君 木村政次郎君 西澤定吉君 宮本逸三君 長岡外史君 齊藤真三郎君 田崎信藏君

水スルコトガ分ッタノデアリマス、サウシマシテ午前六時ニ至リマシテ、既ニ浸水益深クシテ、機関室マデ浸水致シマシテ、遂ニ汽罐ニ火ヲ焚クコトガ出来ズ、機械ガ止マタノデアリマス、ソコデ船長ハ乗客ヤ或ハ船員ニ向ヒマシテ、最早浸水益強イ、如何ニシテモ助カルコトハ出來ヌノセラレントヲ望ムト云フヤウナ宣告ヲ致シダノデアリマス、ソコデ船員ハ申スニ及バズ、百十七名ノ乗客ハ取ルモノモ取取ヘズ、ヲ下ヘト驕動致シマシテ、阿鼻叫喚殆ド此世ナガラノ生地獄アルト云フヤウナ状態ニアツクノデアリマス、ソレカラ浸水ハ益強クナリマシテ、十一日ノ午後二時ニ至リマシテ正ニ本船ハ沈没ノ状態ニナッタノデアリマス、ソコデ船長ハ「ボート」或ハ傳馬ヲ下シマシテ、諸君ノ自由ニ御任セ致シマスカラ、各急ニ本船ヲ御去リナシナル方ハ御去リナサイト云フ命令ヲ下シタノデアリマス、然ルニ乗客トシテ誰一人本船ヲ去ル者ハ無カタ、併ナガラ其中デ船員ノ或者、或ハ乗客ノ氣ノ早イ者ハ、其「バッテラ」ニ數十人共ニ飛乗シタノデアリマス、ソレガ爲ニ「バッテーラ」ハ沈没致シマシテ、ソコデ傳馬船ニ船員三名、乗客十三名、合計十六名ノ者ガ乗リマシテ、サウシテ運天ニ仕セテ、波ノ間ニ々々任セテ、サウシテ其艦權王持タズシテ漂流シテ居タノデアリマス、幸ニシテ一隻ノ傳馬が助カリマシテ、翌十三日熊本縣天草郡高濱村ニ漂著致シマシテ、助カタノデアリマス、残ル所ノ者ハ全部本船ト運命ヲ共ニシテ、海底ノ藻屑トナタノデアリマス、是ガ暴風トカ或ハ不可抗力デアルナラバ、諦メルコトモ出来マスルケレドモ、此本船ノ出帆ノ十一日ト云フモノハ、其日ハ稍、風力強カタケレドモ、十一日ノ晚景ヨリ風ニナリマシテ、サウシテ本船ガ愈、風デアルカラ長崎港ヲ出帆スルト云フ間際ニ於テ、夜九時二長崎港ヲ出帆シテ、十一日カラ翌十二日ニ掛ケテハ何等ノ波モナク、風モナク、海上ハ平穏無事デアツタノデアリマス、

サウシテ本船ハ老朽船ナルガ爲ニ自然ノ  
浸水デアッテ、風波ノ爲デモ何デモアリマ  
セス、自然ノ浸水ノ爲ニ本船ハ沈没致シ  
マシテ、百餘名ノ生命ヲ海底ノ藻屑ト化  
セシメタノデアリマス、御承知ノ通り本  
船ハ明治三十四年ニ伊豫國ノ宇和島汽船  
會社ガ、大阪ノ空義太郎ト云フ船大工ガ  
アリマス、之ニ拘ヘサセマシテ、サウシ  
テ宇和島大阪間ヲ約二十年間航海サセマシ  
テ、最早危險デアルト云フコトデ是ハ豫備  
船ト致シマシテ、或ハ繫泊セシメ、或ハ航  
海ヲサセタノデアリマス、之ヲ數年前五  
島汽船が買收シテ、サウシテ長崎五島間ノ  
定期航路ニシタノデアリマス、其後ニ九州  
汽船ト云フモノト五島汽船が合併致シマシ  
テ、新興汽船會社ト云フモノヲ拘ヘテ、今  
日ノ船主ハ新興汽船會社ナルモノデアリマ  
ス、五島汽船會社ナルモノハ此船舶ヲ十二  
万圓ト云フ價格ヲ以テ船舶出資ト致シマシ  
テ、此新興汽船會社ヲ拘ヘタノデアリマ  
ス、其當時是ガ五島汽船會社テ、マダ新興  
汽船會社ニナル前デゴザイマスルガ、本黨  
ノ牧山耕藏君ガ本船ニ對シテ五島長崎間ノ  
定期航路ヲヤル、ソレデ補助金ヲ要求ス  
ルト云フコトデ建議案ヲ出シマシテ、二万  
圓ノ航海補助金ガ政府ヨリ出ルコトニナッ  
タノデアリマス、サウシテ今此二万圓ノ補  
助金ト云フモノハ繼續致シテ居リマス、是  
ハ取モ直サズ我ガ帝國ノ遞信省ノ補助航路  
デアリマス、此建議案ガ出マシタコトキニ  
私ハ斯ノ如キ老朽船ヲ定期航路ニ使フト云  
フコト、或ハ之ニ對シテ遞信省ガ航海補助  
金ヲヤルト云フコト何事デアルカ、一朝  
過失ガアッタナラバ其責任ハ何人ガ持ツカ、  
御承知ノ通り船舶ト云フモノハ生命ニ限り  
ガアリマス、軍艦ハ十年、普通商船ハ十五  
年、木船ハ八年若クハ十年ト云フコトデアリ  
マス、八年若クハ十年ノ生命ノ船舶ガ本年二  
十五年目ノ船デアリマス、此建議案ガ出タ  
時ハ二十三年目ノ船デアリマス、此二十三  
年目ノ船ニ對シテ補助金ヲ與ヘルト云フコ  
トハ、何事デアルカト云フコトヲ以テ私ハ  
反対シタノデアリマス、然ルニ政黨内閣ト

云フモノハ妙ナモノデアリマシテ、遂ニ二  
万圓ノ補助金ヲ與ヘマシテ、此航海ヲ今尙ホ  
續ケテ居リマス、其時ニ私が申シマシタル  
所ノ、一朝事アッタラハドウスルカ、必ズ  
近イ中ニ斯ウ云フ事ガアルニ違ヒナイト云  
フコトヲ私ハ言タノデアリマス、其豫言ガ  
今日當リマシテ、サウシテ斯ノ如キ悲惨事  
ヲ來シタト云フコトハ、返ス々モ残念デ  
アリマス、又政府ニ於キマシテモ、木船ト  
云フモノハ十年經タラバ役ニ立タナイ  
ト云フコトハ十分ニ分ニテ居ル、鐵船ハ丈  
夫デアリマシテ水ガ浸込ミマセヌガ、木船  
デアリマスレバ海中に浮イテ居リマスレバ  
必ズ水ガ浸込ム、甲板ト肋骨ヲ縫ウテ居ル  
所ノ釘ガ必ズ腐シテ、サウシテ切レテシマ  
フ、假令切レナクテモ木ト木トノ間ニ割目  
ガ入ツテ、釘ヲ見ルト或ハ針金ノヤウニ針  
ミタニニナル、既ニ其危險ナルコトハ何人  
モ知テ居ル、何人モ知テ居ルニ拘ラズ、  
政府當局ハ今尙ホ之ニ補助金ヲ與ヘテ居  
ス、又茲ニ五島カラモ電信或ハ手紙ガ參  
テ居ルノデアリマスガ、牧山君ニ賴メバ如  
何ナル事モ出来ルト思フテ、牧山君ニ明細  
書ヲ送テアルカラ、ドウカ今後五萬圓ニ  
目下ノ補助金ヲ増シテ吳レト云フ茲ニ書留  
ノ手紙ガ參テ居リマス、五島ノ福江ノ村  
長出口本吉ト云フ者カラ尙ホ二三日前電信  
ガ參リマシテ、牧山君ニ依頼ノ航路補助金  
ヲ宜シク賴ムト云フノモ參テ居ル、牧山  
君ニ賴メバ何デモ彼デモ出來ルヤウニ思  
テ居ル、ソコデ私共ハ斯ノ如キ老朽船、而  
モ利益ノアブテ補助金ナドヤル必要ガナ  
イ所ノ航路ニ補助金ヲ出し、或ハ斯ノ如キ老  
朽船ニ今尚ホ續ケルト云フコトハ言語道斷  
デアル、是ハ全ク政府ノ息リデアリマス、  
又過日無線電信ノ強制据附ト云フコトガア  
リマシタガ、是ハ一千噸以上ノ船舶デア  
リマス、一千噸以上ノ船舶ト云フナラバ  
貨物船デアッタナラバ僅カ二十人カ二十  
五人ノ船員デアリマスガ、客船ハ三百噸  
云フコトハ、全ク天災不可抗力デナライ、不  
可抗力デナクシテ船主ハ無限ノ責任ヲ負ハナケ  
レバナラヌ、私共立法府ニ立テ奔走ヲ致  
シテ居リマスノモ、結論ト致シマシテハ生

四百噸デモ客ノ定員ハ二百人デ、船員ハ二  
十五六人乗ルノデアリマス、ソレデ此客船  
ナルモノニハ二千噸デハイケナイ、千噸若  
クハ五百噸ノ船モ定員二百人以上乗ル船  
所ノ、朝事アッタラハドウスルカ、必ズ  
近イ中ニ斯ウ云フ事ガアルニ違ヒナイト云  
フコトヲ私ハ言タノデアリマス、其豫言ガ  
今日當リマシテ、サウシテ斯ノ如キ悲慘事  
ヲ來シタト云フコトハ、返ス々モ残念デ  
アリマス、又政府ニ於キマシテモ、木船ト  
云フモノハ十年經タラバ役ニ立タナイ  
ト云フコトハ十分ニ分ニ分ニテ居ル、鐵船ハ丈  
夫デアリマシテ水ガ浸込ミマセヌガ、木船  
デアリマスレバ海中に浮イテ居リマスレバ  
必ズ水ガ浸込ム、甲板ト肋骨ヲ縫ウテ居ル  
所ノ釘ガ必ズ腐シテ、サウシテ切レテシマ  
フ、假令切レナクテモ木ト木トノ間ニ割目  
ガ入ツテ、釘ヲ見ルト或ハ針金ノヤウニ針  
ミタニニナル、既ニ其危險ナルコトハ何人  
モ知テ居ル、何人モ知テ居ルニ拘ラズ、  
政府當局ハ今尙ホ之ニ補助金ヲ與ヘテ居  
ス、又茲ニ五島カラモ電信或ハ手紙ガ參  
テ居ルノデアリマスガ、牧山君ニ賴メバ如  
何ナル事モ出来ルト思フテ、牧山君ニ明細  
書ヲ送テアルカラ、ドウカ今後五萬圓ニ  
目下ノ補助金ヲ増シテ吳レト云フ茲ニ書留  
ノ手紙ガ參テ居リマス、五島ノ福江ノ村  
長出口本吉ト云フ者カラ尙ホ二三日前電信  
ガ參リマシテ、牧山君ニ依頼ノ航路補助金  
ヲ宜シク賴ムト云フノモ參テ居ル、牧山  
君ニ賴メバ何デモ彼デモ出來ルヤウニ思  
テ居ル、ソコデ私共ハ斯ノ如キ老朽船、而  
モ利益ノアブテ補助金ナドヤル必要ガナ  
イ所ノ航路ニ補助金ヲ出し、或ハ斯ノ如キ老  
朽船ニ今尚ホ續ケルト云フコトハ言語道断  
デアル、是ハ全ク政府ノ息リデアリマス、  
又過日無線電信ノ強制据附ト云フコトガア  
リマシタガ、是ハ一千噸以上ノ船舶デア  
リマス、一千噸以上ノ船舶ト云フナラバ  
貨物船デアッタナラバ僅カ二十人カ二十  
五人ノ船員デアリマスガ、客船ハ三百噸  
云フコトハ、全ク天災不可抗力デナライ、不  
可抗力デナクシテ船主ハ無限ノ責任ヲ負ハナケ  
レバナラヌ、私共立法府ニ立テ奔走ヲ致  
シテ居リマスノモ、結論ト致シマシテハ生

○副議長(小泉又次郎君) 植原政府委員

〔政府委員植原悅二郎君登壇〕

○政府委員(植原悅二郎君) 只今ノ橋本君  
ノ御尋ニ對シテ御答致シマス、長崎縣長崎  
市ト玉浦間ヲ航行ノ際ニ於キマシテ、新興  
汽船會社所有ノ宇和島丸ガ十二日海上ニ

命ノ安定ヲ保タンガ爲デアリマス、此百十七  
名ノ生命ニ對シテ、政府並ニ此汽船會社一  
新興汽船會社ハ絕對ノ責任ヲ持タナケレバ  
ナラヌ、又無限ノ責任ヲ持タナケレバナラ  
ヌノデアリマス、是ガ不可抗力デアルナラ  
バ万已ムヲ得マセスケレドモ、不可抗力デ  
ナイト云フコトハ是ハ確カデアリマス、諸  
君が御承知ノ通り何レニモ測候所ナルモノ  
ガアリマシテ、「ウエザーチャート」ガアッ  
テ、「ウエザーチャート」ガ毎日出テ居リマ  
ス、ソレヲ見レバ十二日ノ風力ハ幾ラカト  
云フコトハ明デアリマス、此時ハ南風デ  
アッタノデアリマス、強風デモ烈風デモア  
リマセヌ、無論暴風デモナイノデアリマ  
ス、若シ此船ニ無線電信ガアッタナラ  
バ、前夜ノ二時カラ午後二時マデ漂流シタ  
ノデアリマスカラ、必ズ船員ガ助カルノデ  
ケル必要ガナイト云フコトニナタノデア  
リマス、若シ此船ニ無線電信モ空ニ因ハ  
レ、或ハ形式的ニヤルヤウナ譯デアッテ、實  
際無線電信ハドノ位效力ヲ有スルモノニア  
リマス、ソレデ唯ニ無線電信モ空ニ因ハ  
マス、又此船舶ガ十一万圓トシテ新興汽船  
會社ハ出シテ居ルガ、幾ラ最雇目ニ見テモ  
三項ニ分チマス、政府ハ此航路ニ對シマシ  
テ尙ホ繼續的ニ補助金ヲ給與スル御積リデ  
アリマスカラ、是ガ第一、第二問ハ尙ホ本邦  
ニ聽ク積リデ居リマスカ、之ヲ約メマシテ  
補助金ヲ與ヘテ、今尙ホ補助ヲ繼續サレテ  
居ルト云フコトハ言語道断デアリマス、ソ  
レデ私ハ之ニ對シマシテ、政府ノ御考ヲ茲  
ニ於キマシテ、此航路ト殆ド同ジ航路、又  
本船ト同様ノ年齡ヲ持テ居ル所ノ老朽船  
ガアリマス、是ハ樺太トカ、北海道トカ、  
朝鮮總督府、斯ウ云フモノハ實際其通り之  
ニ對シテ今後ドウ云フ事ヲ爲サル御積リデ  
アルカ、又此第六宇和島丸ノ沈沒ニ對シ  
テ一百七名ノ生靈ニ對スル政府ノ御考  
此百七名ノ生靈ニ對シテ、而モ其遺族ニ  
ニ對シテ政府ハドウ云フ處置ヲ執ラレルカ、  
又之ニ對シテハ相當ノ救恤ヲシナケレバナ  
ラスト思ヒマスガ、其救恤ノ方法並ニ其程  
度、或ハ給與スベキ金額ヲ分テ居ルナラ  
バ、其金額マデ併セテ御知ラセフ願ヒタイ  
ノデゴザイマス、之ヲ以テ質問ノ終リト致  
シマス

キマシテ遭難致シ、多數ノ人命ヲ失ヒマシタコトハ實ニ遺憾至極デアリマス、生命ヲ失ハレタ諸君ニ對シテハ勿論ノコト、是等ノ遺族ニ對シテモ實ニ御同情ニ堪ヘナイ次第デアリマス、此事ハ既ニ天聽ニ達シマシテ、御下賜金ノ御沙汰マデゴザイマシタコトデ、實ニ恐懼ニ堪ヘザル次第ゴザイマス、橋本君ノ御質問ニ對シテ、事ヲ明瞭ニ致シマスガ爲ニ、事實ノ相違モゴザイマスルカラ、今日マデ政府ノ調査ニ依リマシテ得マシタ所ノモノヲ一應御傳ヘヲ致シ、而シテ具體的ニ御述ニナリマシタ所ノ御質問ノ箇條ニ對シテ御答ヲ致シタイト思テ居リマス、新興汽船會社ノ所有ニ屬スル第六號宇和島丸ガ、長崎玉浦線ニ就航中、本月十一日午後九時五島福江ニ向ケテ航行中、風波ニ出遭ヒマシテ浸水致シタノデアリマス、其事ガ傳ハリマシタノデ、佐世保ノ鎮守府カラハ五隻ノ驅逐艦ヲ出動セシメ、又九州汽船會社カラ相當ノ船ヲ出シマシテ、有ユル搜索救助ニ努メタノデゴザイマス、サウシテ勢力ハ致シマシタケレドモ、船二段々水ガ入りマシテ、火ヲ焚クコトモ出來ズシテ、乗客ト船員ハ端艇ト傳馬船ニ乘リマシテ船ヲ通レ出デタノデアリマス、サウシテ傳馬船ニ乗リマシテ避難致シタ者ガ、肥前ノ野母、樺島ノ南方ノ沖ニ通レマシテ、サウシテ風波ノ爲ニ漂着致シタ、此傳馬船ニ乗ツテ居リマシタ者ガ船員、事務長、賄長、給仕三名、乗客十三名、都合十六名助カリマシタノデ、總テノ乗客船員ヲ合シテ百二十二名ノ中、助カリマシタ者ガ十六名、其他ハ全部御説ノ如クニ海底ノ藻屑ニナタコトデ、洵ニ御氣ノ毒千萬デゴザイマス、サウシテ只今マテ得タ所ノ報告ニ依リマスト云フト何ニ致セ残りマシタ所ノ者ニ依リマシテ、其當時ノ状態ヲ知ルヨリ致方ガアリマセマ、船員トシテ殘リマシタ所ノ者ハ、事務長ト賄長ト給仕三人ノ傳フルリマスト云フト何ニ致セ残りマシタ所ノ者所ニ依テ事實ヲ知ルヨリ致方ガナ、船ハ肥前ノ野母ト樺島沖ノ南ノ方ノ沖合ニ於テ顛覆シタカノ如ク思ハレテ居ルノデアリマス、其他ノ細カシイ事實ニ付キマシテハ、

マダ詳報ヲ得テ居リマセヌ、今日マデ手ニ得マシタ所ノ確報ト申シマスモノハ是タケアルコトヲ御承知ヲ願テ置キタインノデアルマス、ソコデ只今橋本君ノ御説ニモゴザイマシタ通リ、此航路ハ補助航路デアリマス、補助航路デアリマスクレドモ、遠洋航路ノ補助トハ性質ガ違フノデゴザイマシテ、本州ト離島間ノ航路ニ付テハ、海上ニ於ケル一種ノ縣道ノ延長ノ如クニ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ斯様ナツノ縣ト其縣ニ屬シマスル所ノ離島トノ間ヲ航行スル所ノ船舶ハ、直接ニ地方長官ガ取扱ウテ居ルコトニナツテ居ルノデアリマス、其必需要ガアル場合之ヲ政府カラ補助ヲ致スト、斯ウ云フ立前ニナツテ居ルノデ、大正十一年度以來此長崎ノ航路ニ對シテ二万圓補助スルコトニ致シテ居リマシテ、一万圓ハ此新興會社ニ補助ヲ致シ、他ノ一万圓ハ九州汽船會社ニ補助スルコトニ相成テ居ル譯デアリマス、併ナガラ此二万圓ヲドウ云フ風ニ取扱ウカト云フコトニ付キマシテモ之ヲ直接管轄シテ居ルノハ地方長官デ信省ノ認可ヲ得テ、サウシテ此金ヲ補助會社ニ交付シテ居ルト、斯様ナ次第ニナツテ可ヲ受ケナケレバナリマセマスクレドモ、直接取扱ブテ居ルノハ地方長官ガ取扱テ、遞信ノ認可ヲ得テ、サウシテ此金ヲ補助會社ニ宇和島丸ノ遭難シタト同時刻ニ大隅カラ鹿兒島ヘ航行中遭難シタ所ノ事實モアルノデアリマス、又發動機船デ行衛不明ニナタモノガ二隻アリマス、帆船デ遭難致シマシテ顛覆シタモノガ廣島沖ニ於テアリマス、又吳ノ所管内ニ於キマシテ八十噸バカリノ船ガ沈没致シタコトモアリマス、鳥取縣方面ニ於キマシテ漁船十數隻ノ行衛不ナリ此日ニ風波ガアリマシテ、遭難致シテ居ルモノガ多數ニ上ツテ居ル所カラ見マスルト、橋本君ノ只今御述ベニナタ、全クナツト云フコトハ、橋本君ノ能ク御承知ノコトデアラウト思テ居リマス、而シテ此老朽船ニ對シマシテモ、出來得ルダケ船舶ノ検査ヲ嚴重ニ致シマシテ、生命財産ノ安危ヲ圖ルヤウニ、將來トモ尙ホ十分ニ注意ヲ致スコトヲ御承知ヲ願テ置キタインノデアリマス、ソレカラ第三ノ御尋ゴザイマス、是等ノ死亡シタル者、遭難シタル者ニ對シテ政府ハ如何ニ處置スルカト云フコトノ問題デアリマス、既ニ御下賜金ノ救恤金モゴザイマス、又是等ニ對シテハ汽船會社モ相當ニ考慮致シマセウ、又ソレヲ監督致シテ居ル所ノ縣廳ニ致シマシテモ、ソレ等ノ事實ニ依リマシテ、相當ノ處置ヲ致スダラウト考ヘテ居リマス、具體的ノ事ニ付キマシテハ、只今ノ場合ソレ以上ノ事ヲ申上ゲルダケノ程度ニ進ンデ居ラヌコトヲ御承知願テ置キマス(拍手)

○湯淺凡平君 決算委員會ヲ開キタイト思ヒマス、御許可ヲ願ヒマス、委員諸君ハ御集リヲ願ヒマス  
○副議長(小泉又次郎君) 橋本喜造君  
(橋本喜造君登壇)  
○橋本喜造君 只今政府委員カラ大變御深切ナ御答辯ヲ戴キマシタガ、御答辯中ニ大起ルコトヲ承知致シマスルガ故ニ、船舶無線法案ヲ此議會ニ提出シテ、諸君ノ御協賛

ヲ仰イダ譯デアリマス、ソレカラ此事ニ付テハ、政府ハ絕對ニ責任ガアル、此船ノ沈没ノ原因ニ於テ居ルト、斯様ナ御説モアリマスルカラ、斯様ナ御質問デアリマス、橋本君ノ御意見ヲ得テ居ルト、斯様ナ御説モアリマス、其方針ニ基キマシテ、政府ハ補助ヲ與ヘテ居ルコト、御承知ヲ願テ置キタイノデゴザイマス、次ニ橋本君ガ三ツノ質問ヲ無線ノ事セゴザイマシタガ、斯様ナ事モス、政府ハ此航路三付テヨク多クノ補助ヲス、政府ハ此航路三付テヨク多クノ補助ヲス、政府ハ此航路三付テヨク多クノ補助ヲス、

分違テ居ル事カアリマスカラ、之ヲ私申上ダテ置キタイト思ヒマス、政府委員ハ十

一日、十二日、詰り遭難當時ハ大分ノ時化デ、長久丸ガ何處ニ沈ンダ、或ハ日本海ニ

於テ汽船ハ何隻無クナッタ云フヤウナ御

話ガアリマシタカ、是ハ日本全體ノ遭難船ヲ御調ベニナッタ結果デアラウト思ヒマス

ガ、此長崎港附近ニ於テサウ云フヤウナモノガ有タカ無カッタカ、ドウモ遠方ノモノヲ持テ來テ、サウシテ長崎附近ガ時化デアッタ言フガ、此風ト云フモノハ何哩ノ間ヲ吹クモノデアルカ、ソレハ程度ガアリ

マス、免ニ角測候所ト云フモノガ：（簡單々々）ト呼ヒ其處發言スル者多シ」「ウエ

ザーチヤート」ト云フモノガアリマシテ、其日ノ風ノ方向ガ書イテゴザイマスカラ、

之ヲ御持チニナッタナラバ御市シヲ願ヒタ

イ、ソレカラ戰後ニナッテ海運界ガ不況ニナッテ、新造船ガ少クナッタ云フ御話デア

リマシタカ是ハ全く間違デアリマシテ、歐羅巴戰爭中ニ隨分船ハ殖エマシタ、約百五

十万噸ノ船ガ殖エマシテ、戰後ニ海運界ガ悲況デアリマス爲ニ、百五十萬噸ノ船舶ハ殆ド遊ンデ居リマシテ、如何ナル立派ナ船

デモ求メルコトが出來ルノデアリマス、斯

ノ如キ二十五年以上ノ木船ヲ用キル必要ハ更ニ無イノデアリマス、其邊ノ事ハ或ハ官

吏ノ方デアリマスレバ、或ハ船舶ノ事ヲ知ラヌ方デアリマスレバ、知ラヌト云フノガ寧口當然ダラウト思ヒマス

○副議長（小泉又次郎君） 植原政府委員

〔政府委員植原又次郎君登壇〕

○政府委員（植原又次郎君） 橋本君ハ如何ナル根據ニ依リマシテ、此當日長崎一帶ガ

平穏無事デアッタ仰シヤルカ存ジマセヌガ、中央氣象臺ノ報告ニ依リマシテモ、三月十二日長崎一帶九州沖ハ相當暴風デア

タコトヲ事實證明致シテ居リマス、ソレノミナラズ只今申上ダタ遭難船ノ多數ハ、九州ノ鹿兒島沖カラ下ノ關、鳥取縣ノ掛ヶテ

ラバ、政府ノ申上ダルコトガ確實デアルト信ジテ居リマス（拍手）

○副議長（小泉又次郎君） 一身上ニ關シテ發言ノ通告ガアリマス——牧山耕藏君

〔牧山耕藏君登壇〕

○牧山耕藏君 只今憲政會ノ橋本喜造君ノ御質問ノ中ニ、屢、不肖牧山耕藏ノ名前

ヲ御引用ニナリマシタ、又其言葉ノ中ニ

ハ、少シク誤解ヲ招キ易イ御言葉モアッタ

ヤウニ思ヒマスルカラ、議長ノ許可ヲ得マ

シテ辯明ヲ致シタイト思フノデアリマス、此長崎、五島、佐世保間ノ航路補助ニ付キ

マシテハ、第四十四議會ニ私共同志ヨリ、

政府ニ命令航路ヲ開イテ貰ヒタイト云フ建

議案ヲ提出致シタノデアリマス、同時ニ私

ノ紹介ノ下ニ、五島二十箇町村ノ町村長モ

聯盟ヲ致シマシテ、同一意味ノ請願ヲ致シ

タノデアリマス、請願モ採擇サレ、建議案

モ橋本君ヲ除ク外ハ、全部御賛成下サッタ

記憶シテ居リマスガ、該建議案ガ本院ヲ通

過致シマシタ結果、翌第四十五議會ニ政府

ハ衆議院ノ議論ヲ尊重致シマシテ、國庫ヨリ二万圓ノ補助ヲ與ヘルコトニ相成、タノ

デアリマス、其時ニ私共ガ提案ヲ致シマシ

タ趣旨ハ——私橋本君ト達シテ沟ニ貧乏者

デアリマシテ、船ナドハ一隻モ持合セガナ

イ、又船會社ニモ關係ヲ持シテ居ラナイ者

レデ満足致スノデアリマスカラ、其意味ニ

於テ第四十四帝國議會ニ、吾々ハ長崎、五島、佐世保間ノ交通運輸ノ設備ニ關スル建

議案ヲ提出可決サレ、政府モ右建議ニ基

質ノ會社デアルカ、一寸御言葉ノ中ニ何ダ

カ政黨派ノ關係ヨリシテ、此會社ニ補助

デモ致シテ居ルカノ如ク御言葉モアリマシ

タガ、是ハ漏天下ノ船舶業者ハ能ク承知致

シテ居ル所デアリマシテ、新興汽船會社ト

云フノハ、是ハ九州汽船會社ノ娘會社ト申

シマスルカ、姉妹會社デアルト申シマスル

カ、九州汽船會社ト深キ關係ヲ持シテ居ル

會社デアリマス、吾々本黨ニ屬スル者ト致

シマシテハ、別ニ特殊ノ關係ヲ持シテ居ラ

ヌノデアリマス、是ハ橋本君ハ能ク御承知

デアル、殊ニ九州汽船會社ノ社長ハ橋本喜

造君ノ御令兄デ——從兄ニ當ラレルカ知レ

マセヌガ、能ク御目ニ懸シタトキニ、橋本

喜造君ハ兄貴々々ト仰シヤッテオキニナ

ル、是ハ何人モ知シテ居ル、貴族院議員ノ

橋本辰二郎君ガ健カ先年迄重役カ社長デア

シタコトガ間違シタナラバ、御從兄カモ知

島民トシテハドノ會社デアラウトモ、五島

ト長崎、佐世保間ノ航路ガ安全ニ開カルレ

バ、ソレデ宣シイノデアリマスカラ、政府

ガ此會社ニ對シテ命令ヲ致シタト云フコト

ニ對シテ、五島ノ十一萬島民モ、長崎縣ノ吾々同志モ、何等之ニ異議ヲ持シテ居ルモ

ノデハアリマセヌ、左様ナ關係デアリマシテ、何カ補助航路ガ開カレタカラ今回ノ如

キ慘事ガ演ゼラレタカノヤウナ御話モアリマシタガ、此定期航路ガ開カレヌ以前ノ五

島航路ニ使用サレタ所ノ船舶ト云フモノハ、今日ヨリマダ惡カッタ云フコトハ、

是ハ橋本君ハ船ノ事ニ御精通デアリマスカラ、能ク御承知デアラウト思ヒマス、政府

ノ命令航路開始以前ハ、百何十噸ト云フ小

サイ船ガ多ク通テ居シタ、此沈沒致シマシ

タ第六宇和島丸ハ、橋本君ト深イ關係ヲ御持シニナシテ居ル所ノ會社ノ船デ、是ハ四

百一十六噸ノ船デアッテ、電燈ノ設備モア

リ、從來ヨリ船ハ幾ラカ改良サレテ居シタ

ト私ハ思フノデアリマス（ソレガ「身上ノ

辯明カ「ト呼フ者アリ」橋本君ガ私ニ何カ會

社ニ特別ノ關係アルガ如キ御言葉ヲ發セラ

レタカラ、私ハ辯明ヲ致スノデアリマス、而シテ今回更ニ一層五島航路ノ完備ヲ切望

スル所ノ請願ガ、私ノ紹介ノ下ニ五島二十

箇町村長連名テ當議院ニ呈出サレマシタガ、橋本君ハ只今此事ニ關シ、是ハ牧山君ニ賴ム、牧山君ニ賴シテ置ケハ何デモ出来

ルト云フ風ニ五島民ハ考ヘテ居ルガ、自分ドモヘモ電報ガ來テ居ルト云フ御話デアッタ、私ハ航路トカ陸上交通機關上云フ問題デハナモノハ、何モ政黨派ノ問題デハナク、唯島民ガ安全ナ航路ガ開カレルト云

參與官モ御出席ニナシテ賛成ノ意見ヲ御述ニナリ、滿場一致ヲ以テ採擇サレタノデアリマス、尙ホ今回ノ慘事ニ鑑ミマシテ、私共ハ此政府ノ命令航路ノ完備ヲ期スル意味ニ於テ、更ニ長崎、五島、佐世保間命令航路完備ニ關スル建議案ヲ昨日當院ニ提出致シマシタヤウナ次第アリマス、若シ今回ノ字和島丸ノ慘事ガ、使用船舶ガ惡カッタ爲アルト云フコトデアルナラバ、ソレハ政府ノ責任カ、又ハ會社ノ責任デアッテ、吾此定期航路ヲ開始スルコトヲ提倡シタル者ニハ何等ノ責任ガ無イト云フコトヲ此處デ辯明致シテ置キマス、又字和島丸遭難當日ハ好天氣デアッテ、暴風デナカッタト云フヤウナコトニ付テハ、政府ヨリモ十分御説明ガアリマシタ、又是ハ東京ノ朝日新聞ヲ始メトシテ、都下ノ大新聞ガ詳細ニ特號活字ヲ以テ此慘事ヲ報道致シテ居ルノデアリマス、ソレデ見マシテモ當日ハ非常大烈風デアッタコトガ分ルノデアル、又橋本喜造君ハ無線電信ノ設備ガ無カッタコトヲ攻撃セラマシタガ、此間ドノ委員會デアッタカ、橋本君ハ三千頃以上ノ船デナケレバ無線電信ヲ設備スル必要ハナイト言ハレタサウ君ノ御人格ノ上カラ申シマシテモ、少シク私ハ不可思議、遺憾ニ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、私ハ船ノ事ハ詳シクアリマセヌガ、只今御述ニナリマシタ御意見ハ、橋本下サフタ事ト思ヒマスガ、尙ホ橋本君ニ何カ御意見ガアレバ、私ハ三時間デモ五時間デモ、詳シク申述ベテ事態ヲ明ニシタイト思ヒマス

○橋本喜造君 一身上ノ辯明ニ付テ發言ヲ求メマス

〔「無用々々」ト呼フ者アリ〕

○副議長（小泉又次郎君） 身上ノ辯明ナラバ許可致シマス

○橋本喜造君 只今牧山耕藏君ヨリ九州汽船會社ノ社長ハ橋本辰二郎デアル、橋本喜造君ノ兄デアルカ、或ハ從兄カモ知レヌ、

兄貴々々ト云フコトヲ言ウテ居ルト云フコトヲ言ハレマシタガ、九州汽船會社ニハ社長ナル者ハアリマセヌ、橋本辰二郎ナル者ハ決シテ九州汽船會社ノ社長デアリマセス、之ヲ私ハ辯明致シテ置キマス、

○副議長（小泉又次郎君） 土屋興君

〔止セ〕ト呼フ者アリ〕

○副議長（小泉又次郎君） 土屋君ニ發言ノ許可ヲ致シマシタ

電氣事業者ノ取締ニ關スル緊急質問（土屋興君提出）

〔土屋興君登壇〕

○土屋興君 諸君、私ハ會期ノ切迫セル今日、特に緊急質問ノ機會ヲ御與ヘ下サレタル三派諸君ノ厚意ナラニ雅量ニ對シテ謹ンデ敬意ヲ表スル者デアリマス、私ノ質問ハ極メテ簡単デアリマスガ、而モ其事實タルヤメテ、相對シテ居ル者ノ顔ガ殆ド見ルコト云フヨリハ、唯赤イ色ヲ呈シテ居ルノミニアリマス、八疊ノ部屋デアッテ、四五尺ヲ隔テ、相對シテ居ル者ノ顔ガ殆ド見ルコトガ出來ナイト云フヤウナ状態デアル、立トテ電球ヲ檢シマスルト云フト、五十燭ノ「タンクス」電球ガ點サレテ居ルヤウナ状況デアル、宿ノ主人ヲ呼ンデ、何トカ電氣ハナラナイモノデアルカト云フコトヲ交渉致シマスト云フト、イヤ此地方ハ例年十二月カラ三月四月ニ亘テ、斯ノ如キ事が毎年繼續セラレルノデアリマス、而シテ電氣會社ニ向テ電氣ヲ明ルクシテ貰ヒタイト云フコトヲ交渉致シマスルト云フト、サウ云フ我儘ヲ言フ者ニ向テハ、今後電燈ヲ供給シテヤラスト云フコトヲ言ハレルカス、是ハ申上ゲルマデモナク電氣事業者ガ、其光モ特ニ鈍イノデアリマス、十燭ヤ十六燭ノ電球ヲ以テハ新聞スラ讀ミ得ナイト云フヤウナコトモ間々アルノデアリマス、然ラハ料金ハドウナルノデアルカト云フト、料金ハ明ルカラウガ暗カラウガ、一定料金ヲドン一徴收セラレルノデアル、私共ノ不平ハ尙ホ忍ズベシデアリマスガ、附近ノ工場ヲ營ム者ニ向テハ實ニ氣ノ毒デ、電氣ガナイ爲ニ工場ハ殆ド休止ヲ致シテ居ルト云フコトヲ申スノデアリマス、翌日宿屋ヲ出デ附近ヲ視察致シマスト、製氷ノ工場ト云ハズ、煉乳ノ工場ト云ハズ、鐵工所ト云ハズ、鑄山ト云ハズ、何レモ休止ヲシテ居ル狀態デアリマス、就テ之ヲ質シマスト、殆ド數箇月ニ亘テ、就テ之ヲ質シマスト、殆ド數箇月ニ亘テ甚シキ低キ電壓ノ下ニ送電ヲセラレマス、

ハレルト云フニ至テハ、其修害蓋シ測リ知ルベカラザルモノガ存スルノデアリマス、今ヤ電氣事業者ノ設備怠慢ヨリシテ起ル、斯ノ如キ損害ノ爲ニ、電氣事業者ヲ呪ス、之ヲ私ハ辯明致シテ全國ニ起リツス、アルノデアリマス、私ハ先頃伊豆方面ニ旅行ヲ致シタノデアリマスルガ、温泉宿ノ電燈ガ非常ニ暗イ、殆ド光ヲ放テ居ルト云フヨリハ、唯赤イ色ヲ呈シテ居ルノミニアリマス、八疊ノ部屋デアッテ、四五尺ヲ隔テ、相對シテ居ル者ノ顔ガ殆ド見ルコト云フヨリハ、唯赤イ色ヲ呈シテ居ルノミニアリマス、八疊ノ部屋デアッテ、四五尺ヲ隔テ、相對シテ居ル者ノ顔ガ殆ド見ルコトガ出來ナイト同時ニ、若シ不當ニ他ヨリ吾々ノ財産ニ損害ヲ加ヘラレタル場合ニ於テ、吾々ハ之ニ向テ即時ニ賠償ヲセシムルコトガ出來ルノデアリマス、是ガ吾々ノ文明國民タル意義ガ茲ニ存スルノデアリマス、然ルニ電氣事業者ニ向テ損害恢復ノ途ガ無イト云フニ至テハ、蓋シ聖代ノ不祥事デアルト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、是ニテカ私ハ默サント欲シテ黙スルコトガ出来ナイ、五千万國民ノ爲ニ立テ此壇上カラ我國ノ多クノ電氣事業者ノ不當ヲ鳴ラシ、其反省ヲ求メテ以テ需要者ノ被ル所ノ損害ヲ、幾分ナリトモ輕微ナラシメントスルト同時ニ、是ガ監督ノ任ニ在ル遞信當局ニ向テ警監口ヲ與ヘテ、以テ適當ナル監督、適當ナル取締ヲ爲サシメ、又法規ノ不備ニ對シテハ新ナル制定ヲ要求シテ、以テ國民塗炭ノ苦ミヲ除カントスルノガ只今質問セムトスルニ至テ所以デアリマス（拍手）併ナガラ私ハ極メテ時間ヲ制限セラレテ居リマスカラ、時間ヲ短縮致シマスル都合上、質問ノ要旨ヲ朗讀致シタイト思ヒマス、第一ハ、電氣事業者ハ電氣事業法ニ依リ施行規則第五十一條ニ依テ一定電壓又ハ一定電流ヲシテ百分ノ四以上ノ變動ヲ起サシメルコト、電燈供給ノ場合ニアッテハ技術上已ムヲ得ザルモノヲ除クノ外光力ニ不定生ゼシメザルコトヲ要求セラレテ居ルノデアリマス、但シは特殊ノ事由アル場合ニ於テ遞信大臣ノ認可ヲ得タルモノハ、百

分ノ四以下ノ電壓ニテ送電スルヲ得ルコトシテアルノデアリマス、例年十二月ヨリテ申スノデアリマス、諸君、私ハ歸來各地ニ就テ取調ヲ致シテ見マスト、今ヤ二三ノ三月ニ亘リテ、電氣事業者ガ公然低キ電壓ノ送電ヲナスハ、主務省ノ認可ニ依テヤ



## (一) 貴族院修正)

教育改善及農村振興基金特別會計法案中  
貴族院回付ノ箇所左ノ如シ  
第三條 本基金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ  
施教育ノ改善及農村産業ノ振興ニ必

要ナル費途ニ之ヲ使用ス

○副議長(小泉又次郎君) 貴族院ニ於ケル

修正箇條ハ既ニ印刷ヲ致シ、御手許ニ配付  
致シテアリマスカラ、既ニ御了知ノ事ト存

ジマス、此回付案、即チ貴族院ノ修正案ニ  
同意スルヤ否ヤヲ御詰り致シマス

○小山松壽君 簡單デアリマスカラ議席カ  
ラ發言ヲ致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 只今議題ニナリマシタル教  
育改善及農村振興基金特別會計法案ノ貴族

院ノ回付案ハ、同法第三條中本基金ハノ次

「勅令ノ定ムル所ニ依リ師範」ノ十二字並ニ  
農村ノ次「產業」ノ二字ヲ削リマシテ、「本基  
金ハ教育ノ改善及農村ノ振興ニ必要ナル費  
途ニ之ヲ使用ス」と相成ルノデアリマス、貴族  
院ノ修正ニ同意ヲ致シマス

○(賛成)「賛成」下呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 採決致シマス、

貴族院ノ修正ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議カナケレ  
バ貴族院修正ニ同意スルコトニ決シマシタ  
(拍手)日程第一、第三ハ同種關聯セル議案

デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議  
アリマセヌカ  
(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
○副議長(小泉又次郎君) 御異議カナケレ  
バ貴族院修正ニ同意スルコトニ決シマシタ  
(拍手)日程第一、第三ハ同種關聯セル議案

デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議  
アリマセヌカ  
(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト  
認メマス、仍テ日程第一、藥劑師法案、日程  
第三、藥品法案ヲ一括シテ其第一讀會ヲ開  
キ、政府ノ趣旨辯明ヲ許シマス——若規内  
務大臣

第二 藥劑師法案(政府提出) 第一讀會  
藥劑師法案

第一條 藥劑師トハ醫師ノ處方箋ニ依リ  
藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコト

ヲ得

第二條 藥劑師タラムトスル者ハ内務大

臣ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登録ヲ受

クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一

ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修

メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、官立

公立ノ藥學專門學校、醫科大學附屬

藥學專門部若ハ醫學專門學校藥學科

ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ

之ト同等以上ト認メ指定シタル學校

ヲ卒業シタル者

二 藥劑師試驗ニ合格シタル者

三 外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ  
於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシ  
テ命令ノ規定ニ該當スルモノ

第一項ノ登録及前項第二號ノ藥劑師試

驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 内務大臣ハ左ノ各號ノ一二該當

スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲ス

コトヲ得ス

一 六年未満ノ徵役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處

セラレタル者

二 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產

者

三 精神病者、瘡瘍者又ハ盲者

第四條 内務大臣ハ左ノ各號ノ一二該當

スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲ス

アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議カナケレ  
バ貴族院修正ニ同意スルコトニ決シマシタ  
(拍手)日程第一、第三ハ同種關聯セル議案

デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議  
アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト  
認メマス、仍テ日程第一、藥劑師法案、日程  
第三、藥品法案ヲ一括シテ其第一讀會ヲ開  
キ、政府ノ趣旨辯明ヲ許シマス——若規内  
務大臣

第六條 藥劑師ニ非サレハ藥局ヲ開設ス  
ルコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムル場

合ハ此ノ限ニ在ラス

藥局ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第七條 藥劑師ニ非サレハ藥局ヲ管理ス  
ルコトヲ得ス藥劑師ト雖ニ以上ノ藥局

ヲ管理スルコトヲ得ス

第八條 藥劑師ハ調剤ノ需アル場合ニ於  
テハ晝夜ヲ問ハズ正當ノ事由ナクシテ  
之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸  
醫ノ處方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其  
ノ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ニ質シ證明  
ヲ得ルニ非サレハ調剤ヲ爲スコトヲ得  
ス

第十條 藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸  
醫ノ處方箋ニ記載セラレタル藥品ヲ以テ之ニ代  
之ヲ省略シ又ハ他ノ藥品ヲ以テ之ニ代  
ヘ調剤ヲ爲スコトヲ得ス但シ藥品ニシ  
テ缺乏セルモノアル場合ニ於テ其ノ醫  
師、齒科醫師又ハ獸醫ノ同意ヲ得タル  
トキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 藥劑師毒藥又ハ劇藥ヲ配伍シ  
タル調剤ヲ爲シタルトキハ處方箋ニ檢  
印シ其ノ日附ヨリ三年間之ヲ保存スヘ  
シ但シ處方箋ニ指定スル使用期間ニ對  
スル調剤ノ全部ヲラサルトキハ此ノ  
限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ處方箋ニ調剤  
ノ年月日及調劑量ヲ記入シ記名捺印ス  
ヘシ

第十二條 藥局開設者ハ藥局ニ調劑錄ヲ  
備フヘシ

藥劑師調剤ヲ爲シタルトキハ直ニ調劑

錄ニ調劑ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

第十三條 藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ道府縣藥劑師會ヲ設立スヘシ

道府縣藥劑師會ハ日本藥劑師會ヲ設立

スルコトヲ得

第十四條 道府縣藥劑師會ハ道府縣、日本藥劑  
師會ハ内地ヲ區域トス

起スルコトヲ得

第十五條 本法ニ規定スルモノノ外道府

縣藥劑師會及日本藥劑師會ニ關シ必要  
ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 藥劑師第三條各號ノ一二該當

スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消  
スヘシ

藥劑師第四條各號ノ一二該當スルトキ

ハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ停止スルコトヲ  
得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖ニ  
三條第二號又ハ第三號ノ原因止ミタル  
トキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免  
許ヲ爲スコトヲ得

内務大臣第二項ノ處分ヲ行フ場合及改  
悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許  
ヲ爲ス場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議  
ヲ經ルコトヲ得

第十七條 第五條第一項、第六條第一項、  
第七條若ハ第九條ノ規定ニ違反シタル  
者又ハ業務停止中ノ藥劑師ニシテ其ノ  
業務ヲ爲シタルモノハ五百圓以下ノ罰  
金又ハ料料ニ處ス

第十八條 第五條第二項、第八條若ハ第  
十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル  
者又ハ誤リテ調剤ヲ爲シタル者ハ二百  
圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
フヘキ藥品ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ  
依リ藥劑師ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登  
録ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ藥劑師タル者ハ本法ニ  
依リ藥劑師ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登  
録ヲ受ケタル者ト看做ス

改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
道府縣藥劑師會ハ道府縣ヲ、日本藥劑  
師會ハ内地ヲ區域トス

第十九條 道府縣藥劑師會及日本藥劑  
師會ハ收入ニ關シ民事訴訟ヲ提

出ス

本法ニ規定スルモノノ外道府

縣藥劑師會及日本藥劑師會ニ關シ民事訴訟ヲ提  
出ス

出ス

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、高等中學校醫學部藥學科又ハ高等學校醫學部藥學科ヲ卒業シタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ノ禁錮以上ノ刑ニ同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

### 第三 藥品法案(政府提出) 第一 讀會

藥品法案

第一條 藥品營業者タラムトスル者ハ藥劑師ヲ除クノ外地方長官ノ許可ヲ受ク

第二條 日本藥局方ニ記載アル藥品及日

本藥局方ニ記載ナク外國藥局方ニ記載アル藥品ハ其ノ性狀品質日本藥局方又

ハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ

非サレハ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣

若ハ授與ノ目的ヲ以テ製造、輸入、移

入、貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ス但シ

此ノ限ニ在テス

日本藥局方ハ内務大臣之ヲ定ム

第三條 前條ノ藥品ニシテ其ノ藥局方ニ

貯藏方法ノ定アルモノハ之ニ從ヒ貯藏

スヘシ

第四條 日本藥局方ニ記載ナキ藥品ニシテ

テ衛生上危害ヲ生スル虞アリト認ムル

モノハ地方長官其ノ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テスル製造、輸入、移入、貯藏

若ハ陳列ヲ禁止スルコトヲ得

第五條 藥品ノ命令ノ定ムル所ニ依リ官立公室ノ衛生試驗所

薬劑師又ハ當該

製造者ニ於テ封緘ヲ爲シタルモノニ非サレハ藥品營業者以外ノ者ニ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但シ藥品營業者ニ於テ其ノ封緘ヲ開キ之ヲ零賣スル

場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 毒藥及劇藥ハ藥劑師タル藥品營業者ニ非サレハ之ヲ零賣スルコトヲ得

斯

第七條 醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ依リ調劑シタルモノ以外ノ毒藥及劇藥ハ藥品營業者醫師、齒科醫師、獸

醫其ノ他業務上之ヲ必要トスル者以外ノ者ニ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得

ス

藥品營業者 醫師、齒科醫師及獸醫以外ノ者ニシテ業務上前項ノ毒藥又ハ劇

藥ヲ必要トスルモノニ之ヲ販賣又ハ授與セムトスルトキハ命令ニ定ムル所ニ

依リ證書ヲ提出セシムルコトヲ要ス

前項ノ證書ハ其ノ日附ヨリ五年間之ヲ保存スヘシ

第八條 毒藥及劇藥ハ十四歳未滿ノ者其ノ他不安心ト認ムヘキ者ニハ之ヲ交付

スルコトヲ得ス

第九條 毒藥及劇藥ハ各他ノ藥品ト區別シ之ヲ貯藏スヘシ毒藥ヲ貯藏スル場所ニハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ

アル藥品ハ其ノ性狀品質日本藥局方又

ハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ

アル藥品ハ其ノ性狀品質日本藥局方又

ハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ

アル藥品ハ其ノ性狀品質日本藥局方又

ハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ

アル藥品ハ其ノ性狀品質日本藥局方又

ハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ

第十五條 第二條第一項又ハ第四條ノ規定ニ依リ販賣又ハ授與スルコトヲ得サル薬品ヲ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ所有又ハ所持スル者アルトキハ行政官廳ハ内務大臣ノ定ム、クシテ藥品營業者以外ノ者ニ指定藥品ノ販賣ヲ拒ムコトヲ得ス

ス

第十四條 毒藥、劇藥及指定藥品ノ品目ハ内務大臣ノ定ム、

第十五條 第二條第一項又ハ第四條ノ規定ニ依リ販賣又ハ授與スルコトヲ得サル薬品ヲ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ所

有又ハ所持スル者アルトキハ行政官廳ハ其ノ者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直

接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ

於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第十六條 行政官廳ハ當該官吏員ヲシテ薬局又ハ藥品ヲ販賣、授與シ若ハ販賣

授與ノ目的ヲ以テ製造、貯藏、陳列スル場所ニ就キ巡視セシメ又ハ試験ノ爲

必要ナル分量ノ藥品ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得ス

第十七條 藥劑師以外ノ藥品營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナルトキ又

ハ其ノ業務ニ關シ罰金、科料ノ刑ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタル者ナルトキハ地方長官ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ

期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第十八條 第一條第二項、第二條第一項、第七條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ違反シタル者、第四條ノ規定ニ依ル禁制ニ違反シタル者、第十條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外配合剤ヲ販賣又ハ授與シタル者及前條ノ規定ニ依リ業務ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止中其ノ業務ヲ爲シタルモノハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條 第三條、第五條、第六條、第七條第二項第三項、第八條、第九條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者、藥品營業者ヨリ得タルコトノ證明アル

劑師ニシテ事實ヲ知ラスシテ第二條第

一項ノ規定ニ違反シタル者、第十一條

第一項ニ規定スル藥劑師以外ノ藥品營業者ニシテ指定藥品ニ付事實ヲ知ラス

シテ第二條第一項ノ規定ニ違反シタルモノ及當該官吏員ノ巡視ヲ受クル場

合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サ

ス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 藥品營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ

發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ業務ニ

關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 藥品營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

藥品營業並藥品取扱規則ハ之ヲ廢止ス

第十六條ノ規定ニ適用ニ付テハ藥劑師法附則第二項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ調劑ヲ爲ス場所ハ之ヲ藥局ト看做ス

本法施行ノ際現ニ藥種商又ハ製藥者タル者ハ第一條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ業務ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止中其ノ業務ヲ爲シタルモノハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ニ規定スル者ヲ除クノ外本法施行ノ際現ニ指定藥品ヲ販賣スルコトヲ得ル者ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ第十三條及第九條ノ規定ヲ準用ス  
「モルヒネ」及「コカイン」、其ノ誘導體並其ノ體類ニ關シ取締上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ付亦同シ  
第十一條第一項ノ規定ハ藥劑師附則第二項ノ規定ニ依リ醫師、歯科醫師又ハ獸醫力調剤シタルモノニ付テハ之ヲ適用セス

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕  
○國務大臣(若槻禮次郎君) 藥品ニ關係シマスル現行法規ハ明治二十二年ノ制定ニ係テ居リマシテ、爾來數次ノ改正ヲ經タノアリマスルケレドモ、時代ノ進運ニ伴ハナイモノガアルノデアリマス、殊ニ藥品營業、並ニ藥品取扱ニ關スル規定ヲ主ト致シテ、之ニ藥劑師ノ身分ニ關スル規定ヲ混淆シテ居リマスル結果ハ、藥劑師ニ對スル特別ノ身分法ヲ缺クコトニナッテ居ルノデアリマス、仍テ現行法中藥劑師ニ關スル規定ハ、一括シテ之ヲ藥劑師法ト致シ、藥品ニ關スル規定ハ一括シテ之ヲ藥品法トスルノガ、藥餌衛生ノ改良發達ニ資スル所以デアルト認メテ居ルノデアリマス、是ガ茲ニ藥劑師法案並ニ藥品法案ヲ提出致シマシタル理由デアリマス、藥劑師法案ノ內容ノ大體ヲ申上ダマスルト云フト、藥劑師ノ身分、資格、職能及監督ニ關スル規定デアリマシテ、新ニ藥劑師會ノ制度ヲ法ノ上ニ公認シタノデアリマス、藥劑師法案ニ對シテ藥劑師法ナル身分法ヲ制定致シマスルコトハ、之ヲ醫師ニ醫師法アリ、歯科醫師ニ齒科醫師法アルノニ鑑ミマシテモ、適當ノ事ニ屬スルノデアリマス、蓋シ藥劑師ニ地位ヲ向上升、公衆衛生ニ貢獻セシムルノ效果ガ抄カラナイコトデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、藥品ノ品質、性狀ノ優良ヲ保證シ、併セテ藥品ノ誤用濫用ニ因テ生ズベキ危害ヲ防止セントスルノニ外ナラナイノデアリマス、此兩案ハ全ク只今御說

明申上ダル趣旨ニ依テ成立シテ居ルノアリマス、今回提案サレマシタル此兩案ハ、ヘラレンコトヲ切ニ希望致シマス(拍手)  
○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シ多數第一項ノ規定ニ依リ醫師、歯科醫師又ハ獸醫力調剤シタルモノニ付テハ之ヲ適用セス

〔中原德太郎君登壇〕  
○中原德太郎君 只今議題トナリマシタル所ノ藥劑師法並ニ藥品法ニ關シマシテ、私ハ政府ニ對シテニ三ノ條項ニ付テ御質問ヲ致シタクト思フノデアリマス、本來藥學ノ進歩發達、藥劑師ノ地位ノ向上ト云フコトニ對シマシテハ、吾々ハ常ニ之ヲ唱道シテ居リマスル者デアリマス、現ニ四十六議會ニ於キマシテ、議員河上哲太君外數十名ノ方々ガ提案者トナリ、私モ之ニ賛成ヲ致シマシテ、藥劑師法制定ニ關スル建議案ナルモノガ本議場ヲ満場一致ヲ以テ通過シタコトガアルノデアリマス、併ナガラ此藥劑師法ト申シマスルト、單ニ藥劑師ノ身分法ノ如ク聞エマスルケレドモ、此法案ニ依リマシテ他ニ及ボシマスル所ノ影響ト云フコト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師法及藥品法ナルモノハ、不可分ノ法案ト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑ハ、深ク考慮セんケレバナラヌコト、信ジマス、殊ニ只今上程サレマシタル所ノ藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師法及藥品法ナルモノハ、不可分ノ法案ト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師ノ本職ハ製藥業ス、抑ニ有様デアリマス、ソレハ三月五日ノ日デアリマス、最後ノ解決ハ——而シテ今日是ガ議場ニ出タ、今や議會ハ正ニ閉會ニ迫テ居リマス、此問題ハ國民保健ノ上カラ最も重要ナ問題デアル、斯ノ如キ問題ヲ而モスノ如キ不徹底ナル成立ノ下ニ、政府ガ此場合ニ提出サレルト云フコトハ——何故ニ急イデ斯ツタ云フモノヲ出サレルカト云フコトニ向テ、私ハ一點ノ疑フ挾マナケレバナラヌノデアリマス、先以テ其點ニ向テ政府ノ御所見ヲ伺ヒタクト思フノデアリマス、由來國民ノ保健ト云フコトニ對シマシテハ、今日ハ満場ノ諸君ノ如キ所謂政治家、學者、一般ノ國民が非常ニ今日自覺ヲ致シマシテ、政綱政策ヲ天下に發表スルニ當リマシテ、其中ニ保健關係カラ申シマスルナレバ、私ノ屬シテ居リマス、國民保健會ニ於キシテハ、昨年ノ四十七議會ノ當初ニ當リマシテ、新ニ政黨關係カラ申シマスルナレバ、私ノ屬シテ居リマス、又本黨ニ屬シテスル者デアリマス、併ナガラ此法案ニ依リマシテ國民ノ蒙リマスル影響ト云フコトニ

付テハ、深く考慮ヲ要スルコト、確信ヲ致シマス、今回提案サレマシタル此兩案ハ、本邦側ノ時ノ内務大臣デアリマシタル所ノ水野内務大臣、此方ハ地方官ヲ招集サレマシテ、政府案トシテ提出サレタノデアリマス、併ナガラ此法案ノ内容ヲ見マスル許可致シマス——中原德太郎君

〔中原德太郎君登壇〕  
○中原德太郎君 只今議題トナリマシタル所ノ藥劑師法並ニ藥品法ニ關シマシテ、私ハ政府ニ對シテニ三ノ條項ニ付テ御質問ヲ致シタクト思フノデアリマス、本來藥學ノ進歩發達、藥劑師ノ地位ノ向上ト云フコトニ對シマシテハ、吾々ハ常ニ之ヲ唱道シテ居リマスル者デアリマス、現ニ四十六議會ニ於キマシテ、議員河上哲太君外數十名ノ方々ガ提案者トナリ、私モ之ニ賛成ヲ致シマシテ、藥劑師法制定ニ關スル建議案ナルモノガ本議場ヲ満場一致ヲ以テ通過シタコトガアルノデアリマス、併ナガラ此藥劑師法ト申シマスルト、單ニ藥劑師ノ身分法ノ如ク聞エマスルケレドモ、此法案ニ依リマシテ他ニ及ボシマスル所ノ影響ト云フコト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師法及藥品法ナルモノハ、不可分ノ法案ト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師ノ本職ハ製藥業ス、抑ニ有様デアリマス、ソレハ三月五日ノ日デアリマス、最後ノ解決ハ——而シテ今日是ガ議場ニ出タ、今や議會ハ正ニ閉會ニ迫テ居リマス、此問題ハ國民保健ノ上カラ最も重要ナ問題デアル、斯ノ如キ問題ヲ而モスノ如キ不徹底ナル成立ノ下ニ、政府ガ此場合ニ提出サレルト云フコトハ——何故ニ急イデ斯ツタ云フモノヲ出サレルカト云フコトニ向テ、私ハ一點ノ疑フ挾マナケレバナラヌノデアリマス、先以テ其點ニ向テ政府ノ御所見ヲ伺ヒタクト思フノデアリマス、由來國民ノ保健ト云フコトニ對シマシテハ、今日ハ満場ノ諸君ノ如キ所謂政治家、學者、一般ノ國民が非常ニ今日自覺ヲ致シマシテ、政綱政策ヲ天下に發表スルニ當リマシテ、其中ニ保健關係カラ申シマスルナレバ、私ノ屬シテ居リマス、國民保健會ニ於キシテハ、昨年ノ四十七議會ノ當初ニ當リマシテ、新ニ政黨關係カラ申シマスルナレバ、私ノ屬シテ居リマス、又本黨ニ屬シテスル者デアリマス、併ナガラ此法案ニ依リマシテ國民ノ蒙リマスル影響ト云フコトニ

付テハ、深く考慮ヲ要スルコト、確信ヲ致シマス、今回提案サレマシタル此兩案ハ、本邦側ノ時ノ内務大臣デアリマシタル所ノ水野内務大臣、此方ハ地方官ヲ招集サレマシテ、政府案トシテ提出サレタノデアリマス、併ナガラ此法案ノ内容ヲ見マスル許可致シマス——中原德太郎君

〔中原德太郎君登壇〕  
○中原德太郎君 只今議題トナリマシタル所ノ藥劑師法並ニ藥品法ニ關シマシテ、私ハ政府ニ對シテニ三ノ條項ニ付テ御質問ヲ致シタクト思フノデアリマス、本來藥學ノ進歩發達、藥劑師ノ地位ノ向上ト云フコトニ對シマシテハ、吾々ハ常ニ之ヲ唱道シテ居リマスル者デアリマス、現ニ四十六議會ニ於キマシテ、議員河上哲太君外數十名ノ方々ガ提案者トナリ、私モ之ニ賛成ヲ致シマシテ、藥劑師法制定ニ關スル建議案ナルモノガ本議場ヲ満場一致ヲ以テ通過シタコトガアルノデアリマス、併ナガラ此藥劑師法ト申シマスルト、單ニ藥劑師ノ身分法ノ如ク聞エマスルケレドモ、此法案ニ依リマシテ他ニ及ボシマスル所ノ影響ト云フコト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師法及藥品法ナルモノハ、不可分ノ法案ト致シマシテ提出サレタノデアリマス、此藥劑師ナル者ノ職務ハ申ス迄モナク第一ハ製藥師ノ本職ハ製藥業ス、抑ニ有様デアリマス、ソレハ三月五日ノ日デアリマス、最後ノ解決ハ——而シテ今日是ガ議場ニ出タ、今や議會ハ正ニ閉會ニ迫テ居リマス、此問題ハ國民保健ノ上カラ最も重要ナ問題デアル、斯ノ如キ問題ヲ而モスノ如キ不徹底ナル成立ノ下ニ、政府ガ此場合ニ提出サレルト云フコトハ——何故ニ急イデ斯ツタ云フモノヲ出サレルカト云フコトニ向テ、私ハ一點ノ疑フ挾マナケレバナラヌノデアリマス、先以テ其點ニ向テ政府ノ御所見ヲ伺ヒタクト思フノデアリマス、由來國民ノ保健ト云フコトニ對シマシテハ、今日ハ満場ノ諸君ノ如キ所謂政治家、學者、一般ノ國民が非常ニ今日自覺ヲ致シマシテ、政綱政策ヲ天下に發表スルニ當リマシテ、其中ニ保健關係カラ申シマスルナレバ、私ノ屬シテ居リマス、國民保健會ニ於キシテハ、昨年ノ四十七議會ノ當初ニ當リマシテ、新ニ政黨關係カラ申シマスルナレバ、私ノ屬シテ居リマス、又本黨ニ屬シテスル者デアリマス、併ナガラ此法案ニ依リマシテ國民ノ蒙リマスル影響ト云フコトニ

只今申シマシタ如ク、病氣ニ罹ダ者ノ中  
デ約四割ト云フモノハ、不完全ナル手當ノ  
下ニ死シテ居ル、是ハ人道ノ上カラ申上ダ  
マシテモ、非常ニ重大ナル事項デアルト私  
ハ考ヘテ居ル、我國ニ於テモ年々千人ノ中  
カラ二十人ノ死亡率ヲ有シテ居リマス、此  
二十人ノ中ノ四割ト云フモノハ、詰リ醫者  
ニ掛ッテ適當ナ治療ヲ受ケレバ治ルト云フ  
病人が死ンデ居ルト云フコトガ現代ノ實情  
デアリマス、此時ニ當リマシテ此提案ヲサ  
レマシタ藥劑師法並ニ藥品法ナルモノニ依  
リマスルト、醫者ノ診察ヲ受ケズシテ藥劑  
師ニ行シテ藥ヲ調剤シテ貰シテ、ソレヲ用ユ  
ルコトガ出來ルト云フコトニナルノデアリ  
マス、是ハ私ハ手療治獎勵ト云フ法律デア  
ルヤウニ思ヒマス、手療治獎勵ト云フコト  
ハ只今申述ベマシタ如ク人道上極メテ重要  
ナル問題デアリマシテ、唯、是ハ便利デア  
ルト云フコトニ口ヲ藉リテ、此問題ヲ解決  
セント欲シマスコトハ誤ノテ居ルコトデア  
ルト私ハ信ジマス、即ち如何ナル人が病氣ニ  
罹リマシテモ、先以テ醫者三診テ貰シテ、而シ  
テ適當ナル藥ヲ用ユル、例ヘバ病氣ト申シマ  
スモノハ、一ツノ病氣ニ罹リマシテモ、其病  
ノ時期ニ依リマシテ治療法ガ違テ居リマス、  
アリマスカラ、其能力ガ無イ藥劑師カテ病  
人ガ藥ヲ調剤シテ貰シテ、何時マデモソレ  
ヲ飲ンデ居ルト云フコトニナレバ、其病人  
ハ詰リ手遲レニナラヌデモ宜イ病人ガ手遲  
レニナリ、死ナヌモ宜イ病人ガ死ヌト云  
フ結果ニナリマスコトハ明ナ事デアルト私  
ハ信ズルノデアリマス、殊ニ醫師法ノ第五  
條ニハ「醫師ハ自ラ診察セスシテ診斷書處  
方箋ヲ交付シ若ハ治療ヲ爲シ又ハ檢案セス  
シテ檢案書若ハ死產證書ヲ交付スルコトヲ  
得ス」云々ト云フ條項ガアリマス、醫者サ  
ヘモ患者ヲ診察セズシテ容態ヲ聞イタダケ  
デハ授藥ヲシテハナラヌト云フコトヲ法律  
デハ定メラレテ居ル、然ルニ此度出來マス  
所ノ藥劑師法並ニ藥品法ニ依リマスト、診  
察ドコロデハナイ、唯、素人ガ申込ンデ、

藥劑師カラ藥ヲ調剤シテ貰ヘルト云フコト  
ニナルノデアリマスカラ、私ハ此醫師法第  
五條ガ存在シテ居リマスル間ニ於テハ、其  
間ニ於キマシテ極メテ矛盾ガアルト私ハ考  
ヘル者デアリマス、斯ノ如キ譯デアリマス  
カラ、此法案ヲ作リマスコトニ向シテハ、深  
キ考慮ヲ拂ヒ、慎重審議ヲシタ上ニ提案ス  
ルコトガ正當ト思ヒマス、此問題ハ決シテ  
藥劑師並ニ醫者ノ間ニ起ルベキ問題デハア  
リマセヌ、然ルニ今ヤ天下五万ノ醫者ガ皆  
自分ノ業務ヲ棄テ、東京ニ集リ、是ノ反對  
運動ヲスル、又天下一万五千ノ藥劑師ハ或  
ハ數百名ノ婦人ヲ伴レテマデモ東京ニ來  
テ、サウシテ此藥劑師法案ノ通過ヲ圖ル、  
藥劑師並ニ醫者ノ間ニ於テ爭鬭ガ起シテ居  
リマスコトハ、私ハ國家ノ爲ニ之ヲ悲ム者  
デアリマス、是ハ國民ノ要求ニ依シテ始メ  
テ解决スベキ問題デアリマシテ、固ヨリ此  
所謂手療治ナルモノハ外國ニ於テモ行シテ  
居ル所モアリマス、例ヘバ英國ノ如キハ此  
混合販賣ナルモノヲ許シテ居リマス、獨  
逸ニ於キマシテモ許シテ居リマス、併ナガ  
ラ何レモソレニ困テ居リマス所モアル、  
彼ノ獨逸ノ如キハ即チ「クールブッセル」、例  
ヘバ此北醫公認法案ト云フモノヲ作リマシ  
タ(是ハ鐵血宰相ビスマルク)ガ、自分ノ政  
敵デアリマス醫者出身ノ「ウキルヒヨウ」此  
者ニ向シテ深ク反対ヲシ、何時デモ「ウキル  
ヒヨウ」ト「ビスマルク」間ニ争鬭ガ絶エズ、  
又遂ニハ決闘マデモ兩方デシタコトガアリ  
マス、此「ビスマルク」ノ政策ト致シマシテ、  
政敵「ウキルヒヨウ」ヲ倒スノニハ、ドウシ  
テモ此「ウキルヒヨウ」ヲシテ醫仲間カラ  
ル、法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
多數ヲ以テ通過シタノデアリマス、其結果  
ト致シマシテ、「ウキルヒヨウ」ハ爾來再び  
反対ヲシテ居リマス所ノ此「クールブッセ  
ル」法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
云フコトヲ考ヘマシテ、サウシテ醫者ガ悉ク  
反対ヲシテ居リマス所ノ此「クールブッセ  
ル」法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
「ウキルヒヨウ」ヲ倒スト云フ政策ハ圖ニ  
當ダタノデアリマスグレードモ、「クールブッセ

ル」ノ法律ハ今向小獨逸ニ現存シテ居リマ  
シテ、最モ科學的ニ進歩シ、又醫學ニ於キ  
マシテモ最モ進歩シテ居リマス獨逸國民ハ、  
此法律ノ存在ニ依リマシテ今ヤ非常ニ苦シ  
デ居リマスコトハ事實デアリマス、斯ノ如  
ク致シマシテ、人類ノ全體ニ關係ヲ致シマ  
ス問題、殊ニ最モ大切デアリマス所ノ國民  
保健ニ關係致シマス法案ノ如キハ、極メテ  
致シテ之ヲ研究シテ、サウシテ之ヲ實行ス  
ルト云フコトニ向シテ努力致シマスコトガ、  
私ハ當然デアルト信ズルノデアリマス、私  
ハ今日ハ與黨ノ一人ト致シマシテ、政府ヲ  
ニ向シテ之ニ賛成ヲ致シマスルコトガ當然  
ルト云フコトニ向シテ努力致シマスコトガ、  
私ハ自分ノ疑問テ解消スベキ問題デアリ  
マスコトハ、私ハ國家ノ爲ニ之ヲ悲ム者  
デアリマス、是ハ國民ノ要求ニ依シテ始メ  
テ解决スベキ問題デアリマシテ、固ヨリ此  
所謂手療治ナルモノハ外國ニ於テモ行シテ  
居ル所モアリマス、例ヘバ英國ノ如キハ此  
混合販賣ナルモノヲ許シテ居リマス、獨  
逸ニ於キマシテモ許シテ居リマス、併ナガ  
ラ何レモソレニ困テ居リマス所モアル、  
彼ノ獨逸ノ如キハ即チ「クールブッセル」、例  
ヘバ此北醫公認法案ト云フモノヲ作リマシ  
タ(是ハ鐵血宰相ビスマルク)ガ、自分ノ政  
敵デアリマス醫者出身ノ「ウキルヒヨウ」此  
者ニ向シテ深ク反対ヲシ、何時デモ「ウキル  
ヒヨウ」ト「ビスマルク」間ニ争鬭ガ絶エズ、  
又遂ニハ決闘マデモ兩方デシタコトガアリ  
マス、此「ビスマルク」ノ政策ト致シマシテ、  
政敵「ウキルヒヨウ」ヲ倒スノニハ、ドウシ  
テモ此「ウキルヒヨウ」ヲシテ醫仲間カラ  
ル、法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
多數ヲ以テ通過シタノデアリマス、其結果  
ト致シマシテ、「ウキルヒヨウ」ハ爾來再び  
反対ヲシテ居リマス所ノ此「クールブッセ  
ル」法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
「ウキルヒヨウ」ヲ倒スト云フ政策ハ圖ニ  
當ダタノデアリマスグレードモ、「クールブッセ

ル」法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
多數ヲ以テ通過シタノデアリマス、其結果  
ト致シマシテ、「ウキルヒヨウ」ハ爾來再び  
反対ヲシテ居リマス所ノ此「クールブッセ  
ル」法案ヲ政府ガ提出致シマシテ、議會ハ  
「ウキルヒヨウ」ヲ倒スト云フ政策ハ圖ニ  
當ダタノデアリマスグレードモ、「クールブッセ

テ殊ニ栗本案ノ如キハ議事ノ推移ノ所産、彼我權略ノ犠牲ニ過ギザルモノニシテ、何等豫メ妥協等ノコト無之バ如上ノ經濟ニヨリテモ、幸ニ御高察ヲ賜ハリ得ル儀ト相信シ申候得共、此際爲念御明鑑ヲ賜リ度云々」斯ウ云フコトヲ日本醫師會——日本醫師會ハ即チ法律ガ命ジテ居リマスル法定醫師會デアリマス、此法定醫師會ニ依フテ發表シテ居リマス、此事實カラ考ヘマスルト云フト、政府ガ最高諮詢トシテ居リマスル中央衛生會ト云フモノハ、極メテオカシナモノアルト私ハ思フノデアリマス、況ニ中央衛生會ノ中ニハ日本醫師會ノ會長モ居リマスルシ、又曰本醫師會幹部ノ人ニモ中央醫師會ノ委員ニアリマス、其外ニ日本醫師會ノ會員ノ人モ大勢居リマス、其一面ニ於テハ成程中央衛生會員ニアリ、一面ニ於テハ資格ノ變々タ日本醫師會ノ會員ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ

ルニ至ラザルモノデアル、サウ云フ人ニヲ網羅シテ中央衛生會ナル立派ナ機關、最モ此等豫メ妥協等ノコト無之バ如上ノ經濟ニヨリテモ、幸ニ御高察ヲ賜ハリ得ル儀ト相信シ申候得共、此際爲念御明鑑ヲ賜リ度云々」斯ウ云フコトヲ日本醫師會——日本醫師會ハ即チ法律ガ命ジテ居リマスル法定醫師會デアリマス、此法定醫師會ニ依フテ發表シテ居リマス、此事實カラ考ヘマスルト云フト、政府ガ最高諮詢トシテ居リマスル中央衛生會ト云フモノハ、極メテオカシナモノアルト私ハ思フノデアリマス、況ニ中央衛生會ノ中ニハ日本醫師會ノ會長モ居リマスルシ、又曰本醫師會幹部ノ人ニモ中央醫師會ノ委員ニアリマス、其外ニ日本醫師會ノ會員ノ人モ大勢居リマス、其一面ニ於テハ成程中央衛生會員ニアリ、一面ニ於テハ資格ノ變々タ日本醫師會ノ會員ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ

之ヲ存置シテ居ルノデアルカ、少クトモ之ヲ廢メルカ、若クハ大改造ヲスルト云フコトハ差迫テ居ル所ノ政府ノ任務デアルト確信スル者デアリマス(ヒヤー)」斯ノ如ク矛盾撞著ナル事實ヲ一方ニハシテ居リ、一方ニ於テハ藥劑師側ハ是ガ通過ヲ圖リ、醫師側ハ之ニ反対スル、私ハ自分ガ醫者デアリマス、醫者デアリマスケレドモ、若モ此問題ガ其結果醫者ノ不利益ニナリマシテモ、或ハ藥劑師ノ不利益ニナリマシテモ、私ハ眼中ニソンナ事ハ考ヘテ居リマセヌ、私ハ一二此問題ノ解決如何ニ依フテ所謂國利民福ヲ圖ル得ルモノデアリマスナラバ、一身ヲ犠牲ニ供シマシテモ之ニ贊同ヲ致シト云フコトニ向テ躊躇致シマセヌ(拍手)然トハ出來マセウケレドモ、其人ハ同ジ人アル、例へバ北里博士ハ中央衛生會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ

ルニ至ラザルモノデアル、サウ云フ人ニヲ網羅シテ中央衛生會ナル立派ナ機關、最モ此等豫メ妥協等ノコト無之バ如上ノ經濟ニヨリテモ、幸ニ御高察ヲ賜ハリ得ル儀ト相信シ申候得共、此際爲念御明鑑ヲ賜リ度云々」斯ウ云フコトヲ日本醫師會——日本醫師會ハ即チ法律ガ命ジテ居リマスル法定醫師會デアリマス、此法定醫師會ニ依フテ發表シテ居リマス、此事實カラ考ヘマスルト云フト、政府ガ最高諮詢トシテ居リマスル中央衛生會ト云フモノハ、極メテオカシナモノアルト私ハ思フノデアリマス、況ニ中央衛生會ノ中ニハ日本醫師會ノ會長モ居リマスルシ、又曰本醫師會幹部ノ人ニモ中央醫師會ノ委員ニアリマス、其外ニ日本醫師會ノ會員ノ人モ大勢居リマス、其一面ニ於テハ成程中央衛生會員ニアリ、一面ニ於テハ資格ノ變々タ日本醫師會ノ會員ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ

ルニ至ラザルモノデアル、サウ云フ人ニヲ網羅シテ中央衛生會ナル立派ナ機關、最モ此等豫メ妥協等ノコト無之バ如上ノ經濟ニヨリテモ、幸ニ御高察ヲ賜ハリ得ル儀ト相信シ申候得共、此際爲念御明鑑ヲ賜リ度云々」斯ウ云フコトヲ日本醫師會——日本醫師會ハ即チ法律ガ命ジテ居リマスル法定醫師會デアリマス、此法定醫師會ニ依フテ發表シテ居リマス、此事實カラ考ヘマスルト云フト、政府ガ最高諮詢トシテ居リマスル中央衛生會ト云フモノハ、極メテオカシナモノアルト私ハ思フノデアリマス、況ニ中央衛生會ノ中ニハ日本醫師會ノ會長モ居リマスルシ、又曰本醫師會幹部ノ人ニモ中央醫師會ノ委員ニアリマス、其外ニ日本醫師會ノ會員ノ人モ大勢居リマス、其一面ニ於テハ成程中央衛生會員ニアリ、一面ニ於テハ資格ノ變々タ日本醫師會ノ會員ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ

ルニ至ラザルモノデアル、サウ云フ人ニヲ網羅シテ中央衛生會ナル立派ナ機關、最モ此等豫メ妥協等ノコト無之バ如上ノ經濟ニヨリテモ、幸ニ御高察ヲ賜ハリ得ル儀ト相信シ申候得共、此際爲念御明鑑ヲ賜リ度云々」斯ウ云フコトヲ日本醫師會——日本醫師會ハ即チ法律ガ命ジテ居リマスル法定醫師會デアリマス、此法定醫師會ニ依フテ發表シテ居リマス、此事實カラ考ヘマスルト云フト、政府ガ最高諮詢トシテ居リマスル中央衛生會ト云フモノハ、極メテオカシナモノアルト私ハ思フノデアリマス、況ニ中央衛生會ノ中ニハ日本醫師會ノ會長モ居リマスルシ、又曰本醫師會幹部ノ人ニモ中央醫師會ノ委員ニアリマス、其外ニ日本醫師會ノ會員ノ人モ大勢居リマス、其一面ニ於テハ成程中央衛生會員ニアリ、一面ニ於テハ資格ノ變々タ日本醫師會ノ會員ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ

ルニ至ラザルモノデアル、サウ云フ人ニヲ網羅シテ中央衛生會ナル立派ナ機關、最モ此等豫メ妥協等ノコト無之バ如上ノ經濟ニヨリテモ、幸ニ御高察ヲ賜ハリ得ル儀ト相信シ申候得共、此際爲念御明鑑ヲ賜リ度云々」斯ウ云フコトヲ日本醫師會——日本醫師會ハ即チ法律ガ命ジテ居リマスル法定醫師會デアリマス、此法定醫師會ニ依フテ發表シテ居リマス、此事實カラ考ヘマスルト云フト、政府ガ最高諮詢トシテ居リマスル中央衛生會ト云フモノハ、極メテオカシナモノアルト私ハ思フノデアリマス、況ニ中央衛生會ノ中ニハ日本醫師會ノ會長モ居リマスルシ、又曰本醫師會幹部ノ人ニモ中央醫師會ノ委員ニアリマス、其外ニ日本醫師會ノ會員ノ人モ大勢居リマス、其一面ニ於テハ成程中央衛生會員ニアリ、一面ニ於テハ資格ノ變々タ日本醫師會ノ會員ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリマシテ、一方ニハ日本醫師會ノ會長ニアリ、此人ハ同ジ人アル、中央衛生會ノ會長トシテハ之ニ贊成シ、日本醫師會長トシテハ之ニ反對スル、況ヤ其内情ヲ斯ノ如ク明ニ申述ベシテ其實情ヲ——實情ニアルカドウカ知レマセヌガ、其内情ヲ天下ニ公表シテ、之ヲ以テ薬品法ノ第十條撤廢ノ理由トシテ居ル、私ハ此中央衛生會ノ会回ノ事蹟カラ考ヘマシテ、政府ハ斯ノ如キ信賴スルニ堪ヘザル所ノ中央衛生會ヲ、今後ニ於キマシテモ存置シテ置クト云フ必要ヲ認メラレテ居ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ私ハ承リタク、又之ニ屬シマスル所ノ人ニアガ、二重人格ヲ現ハシ、内ニ在ツテハ贊成シ、外ニ在ツテハ反對スル、オマケニ甚シキマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ云ト云フヤウナ、極メテ不穩當ナル言辭ヲ弄シ、而シテ自己等ガ此中央衛生會總會ニ於キマシテ、所謂起立シテ其結果滿場一致ヲ以テ通過シタル案ヲ、他ニ場合ニ於テ葬ラントスルト云フヤウナ策ニ出タルニ至ツテハ、中央衛生會ノ言議ト云フモノハ、何等信ズ







匹敵スルノデアリマセウ、此十條ノ關係デハ醫師法ノ第五條ト矛盾スルコトハナイト思ヒマス、ソレカラ第四ノ御尋ハ、手療治ヲ獎勵スルコトハ、公衆衛生トノ關係如何、手療治ハ獎勵致サヌノデアリマス、何所マデモ是ハ繰返シテ申上ダマスガ、政府ハ手療治ハ成ベクシイ方ガ宜イ、併シドウモ已ムヲ得ズ其事情ノアル者ハ、手療治ヲスルコトハ是ハ仕方ガナイ、萬已ムヲ得ザル所デアルト云フノデアッテ、決シテ獎勵ハ致シマセヌ、ソレ故ニ病氣ニナツタナラバ、成ベク醫師ニ就テ藥ヲ貰シテ治スト云フコトガ公衆衛生ノ上ニハ良イコトデアリマスカラ、政府ハ何所マデモサウサセタイノデアリマス、ソレガ能ウ出來ヌヤウナ者ハ、已ムヲ得ズ只今ノ藥品法ノ十條ノヤウナモノヲ認メテ行カウト云フダケデアリマス、是ハ例外ノ例外デアリマス、原則ハ何所マデモ醫師ニ就テ治療ヲ受ケシメルト云フコトガ政府ノ原則トスル所デアリマシテ、手療治ノ獎勵ヲ決シテ致サヌノデアリマス、第五ノ御質問ハ、左様ニナシタナラバ取締ハドウケルカ、斯ウ云フコトデアリマシタ、取締ハ容易デナイト認メテ居リマス、併ナガラ取締ノ容易デナインハ、現行法ニ於テ混合販賣ヲ認メテ居ナイ所ニ於テ、加藤君ノ指摘セラレタヤウナコトガアルト云フ、ソヨニ取締ノ容易ナラヌ點ガアルノデアリマス、之ヲ認メタカラ取締ガ困難ニナリ、認メナイカラ取締ガ容易ニナル、斯ウ云フモノデハナイト思ヒマス、兩者共取締ハ容易デアリマセヌガ、併シ病氣ガアリマス以上ハ、政府ハ如何ニシテモ取締ヲ十分ニスルコトニ努力セんケレバナラスト恩テ居ルノデアリマス、第十條ニ依テ命令ヲ定ムルトキニ——命令ニ譲テ置クコトハ伸縮自由デ、洵ニ危ナイ事ハナイカト云フ御懸念デアリマス、是ハ先程中原君ニ御答申シマシタ通り、此命令ヲ定メマストキニハ——是ハ確定デハアリマセヌケレドモ、私只今ノ腹案ハ、凡ソ醫師ノ三人、藥劑師ノ三人、衛生行政ノ經驗アル人ヲ三人ト云々タ具合ニ、十分其道ノ權威者ヲ集メ

テ相談ヲシテ、是ナラバ害ガ無イ、此所マコトハ是ハ仕方ガナイ、萬已ムヲ得ザル所デアルト云フノデアッテ、決シテ獎勵ハ致シマセヌ、十分鄭重ナル手續ヲ盡ス積リデアリマス、最後ノ御質問ハ、此度此案ヲ制定スルニ付テ、政府ハ中央衛生會ニ何カ力ヲ加ヘ、無理ニ之ヲ通過セシメタノデハナインカ、左様ナ事ハ全然アリマセヌ、是ハ私色コトガアリマス、サウ云フ所デモ十分述べ居リマスガ、斯様ナ法案ハ若視ノ如キ専門家デナイ者ニ、逆モ分ラヌコトデアルカラ、斯ウ云フ事ハドウシテモ専門家ノ意見ニ任セルノデアル、決シテ無理ヲシテ通過サセヤウト云フ考デモ何デモナイト云フコトヲ屢々申シタノデアリマス、ソレ故ニ中央衛生會デハ極ク自由ニ意思ヲ發表スルコトガ出來ルヤウニシテ、其議決ヲ經タノデアリマス、決シテ政府ハ力ヲ加ヘテ無理ニ原案ヲ通シタ云フコトハアリマセヌ、先程中原君ノ述ベラマシタ通り、政府ノ出シタ議案ガ何遍デモ變更サレテ、結局此所ガ適正デアルト云シテ今日ニ十條ガ極マッタ位ニマデ、中央衛生會ニ於テモ意見ガ屢々變化ト云フ病氣ニハ「キニーネ」ト云フ特效藥ガアリマシテ、是ハ決シテ劇藥デモ毒藥デモナインデアリマス、例へバ「マラリヤ」ト云フ病氣ニハ「キニーネ」ト云フシテ居ル所ノ藥モ、其用方ノ如何ニ依テハ危害ヲ來スノデアリマス、所ガ此「キニーネ」モ用方ヲ誤リマスルト云フト、癱瘓ベキ「マラリヤ」モ痼疾ニ陥リマシテ、遂ニハ黒水熱ト云フが如キ危險ナル病氣ヲ起スノデアリマス、隨テ今回御制定ニナリマシタ藥品法ニ於ケル第十條ノ如キモノニ依テ、此藥品が醫師ノ指圖ヲダケルコトナク、手療治ノ上ニ廣く使ハレマシタナラバ、國民ノ衛生上ニ一大危害ヲ來スコト、私ハ考ヘルノデアル、殊ニ私ノ憂フルコトハ、專門家タラガル若規内務大臣ニ御氣

ルモノデアリマシテ、濫ニ此藥品ヲ濫用スルコトニヨリマスレバ、色ニナ障碍ガ起ルノデアリマス、此點ニ於テ内務大臣機會ニ於テ私ハ事實ヲ示シテ、若規内務大臣ノ御說ヲ駭シタイト思ヒマス、唯、此一言合持テ行テ、其又十分ナル審議ヲ受ケテ、初メテ十條ノ命令ト云フモノヲ定メル積リデアリマスカラ、決シテ政府ノ任意デ伸縮自在ニスルト云フヤウナコトハ致シマセヌ、十分鄭重ナル手續ヲ盡ス積リデアリマス、最後ノ御質問ハ、此度此案ヲ制定スルニ付テ、政府ハ中央衛生會ニ何カ力ヲ加ヘ、無理ニ之ヲ通過セシメタノデハナインカ、左様ナ事ハ全然アリマセヌ、是ハ私色コトガアリマス、サウ云フ所デモ十分述べ居リマスガ、斯様ナ法案ハ若視ノ如キ専門家デナイ者ニ、逆モ分ラヌコトデアルカラ申シマスルト云フト、此藥劑師法案ナリノ根本ヲ成シテ居ル所ノ藥品ト云フモノニ付テ、内務大臣ニ質疑ヲ致シタノデアリマス、ソレハ何デアルカト申シマスルト云フモ、右御伺致シマスルリ、藥品法案ナリノ根本ヲ成シテ居ル所ノ藥品ト云フモノニ付テ、内務大臣ハ如何ナル御解釋ヲ爲シテ居ラシヤルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、由來我國デハリマス、決シテ政府ハ力ヲ加ヘテ無理ニ原案ヲ屢々申シタノデアリマス、ソレ故ニ中央衛生會デハ極ク自由ニ意思ヲ發表スルコトガ出來ルヤウニシテ、其議決ヲ經タノデアリマス、決シテ政府ハ力ヲ加ヘテ無理ニ原案ヲ通シタ云フコトハアリマセヌ、先程中原君ノ述ベラマシタ通り、政府ノ出シタ議案ガ何遍デモ變更サレテ、結局此所ガ適正デアルト云シテ今日ニ十條ガ極マッタ位ニマデ、中央衛生會ニ於テモ意見ガ屢々變化ト云フ病氣ニハ「キニーネ」ト云フ特效藥ガアリマシテ、是ハ決シテ劇藥デモ毒藥デモナインデアリマス、所ガ此「キニーネ」モ用方ヲ誤リマスルト云フト、癱瘓ベキ「マラリヤ」モ痼疾ニ陥リマシテ、遂ニハ黒水熱ト云フが如キ危險ナル病氣ヲ起スノデアリマス、隨テ今回御制定ニナリマシタ藥品法ニ於ケル第十條ノ如キモノニ依テ、此藥品が醫師ノ指圖ヲダケルコトナク、手療治ノ上ニ廣く使ハレマシタナラバ、國民ノ衛生上ニ一大危害ヲ來スコト、私ハ考ヘルノデアル、殊ニ私ノ憂フルコトハ、專門家タラガル若規内務大臣ニ御氣

ルモノデアリマシテ、濫ニ此藥品ヲ濫用スルコトニヨリマスレバ、色ニナ障碍ガ起ルノデアリマス、此點ニ於テ内務大臣機會ニ於テ私ハ事實ヲ示シテ、若規内務大臣ノ御說ヲ駭シタイト思ヒマス、唯、此一言合持テ行テ、其又十分ナル審議ヲ受ケテ、初メテ十條ノ命令ト云フモノヲ定メル積リデアリマスカラ、決シテ政府ノ任意デ伸縮自在ニスルト云フヤウナコトハ致シマセヌ、十分鄭重ナル手續ヲ盡ス積リデアリマス、最後ノ御質問ハ、此度此案ヲ制定スルニ付テ、政府ハ中央衛生會ニ何カ力ヲ加ヘ、無理ニ之ヲ通過セシメタノデハナインカ、左様ナ事ハ全然アリマセヌ、是ハ私色コトガアリマス、サウ云フ所デモ十分述べ居リマスガ、斯様ナ法案ハ若視ノ如キ専門家デナイ者ニ、逆モ分ラヌコトデアルカラ申シマスルト云フト、此藥劑師法案ナリノ根本ヲ成シテ居ル所ノ藥品ト云フモノニ付テ、内務大臣ニ質疑ヲ致シタノデアリマス、ドウカ今日ハ簡単デカト申シマスルト云フモ、右御伺致シマスルリ、藥品法案ナリノ根本ヲ成シテ居ル所ノ藥品ト云フモノニ付テ、内務大臣ハ如何ナル御解釋ヲ爲シテ居ラシヤルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、由來我國デハリマス、決シテ政府ハ力ヲ加ヘテ無理ニ原案ヲ通シタ云フコトハアリマセヌ、先程中原君ノ述ベラマシタ通り、政府ノ出シタ議案ガ何遍デモ變更サレテ、結局此所ガ適正デアルト云シテ今日ニ十條ガ極マッタ位ニマデ、中央衛生會ニ於テモ意見ガ屢々變化ト云フ病氣ニハ「キニーネ」ト云フ特效藥ガアリマシテ、是ハ決シテ劇藥デモ毒藥デモナインデアリマス、所ガ此「キニーネ」モ用方ヲ誤リマスルト云フト、癱瘓ベキ「マラリヤ」モ痼疾ニ陥リマシテ、遂ニハ黒水熱ト云フが如キ危險ナル病氣ヲ起スノデアリマス、隨テ今回御制定ニナリマシタ藥品法ニ於ケル第十條ノ如キモノニ依テ、此藥品が醫師ノ指圖ヲダケルコトナク、手療治ノ上ニ廣く使ハレマシタナラバ、國民ノ衛生上ニ一大危害ヲ來スコト、私ハ考ヘルノデアル、殊ニ私ノ憂フルコトハ、專門家タラガル若規内務大臣ニ御氣

ルモノデアリマシテ、濫ニ此藥品ヲ濫用スルコトニヨリマスレバ、色ニナ障碍ガ起ルノデアリマス、此點ニ於テ内務大臣機會ニ於テ私ハ事實ヲ示シテ、若規内務大臣ノ御說ヲ駭シタイト思ヒマス、唯、此一言合持テ行テ、其又十分ナル審議ヲ受ケテ、初メテ十條ノ命令ト云フモノヲ定メル積リデアリマスカラ、決シテ政府ノ任意デ伸縮自在ニスルト云フヤウナコトハ致シマセヌ、十分鄭重ナル手續ヲ盡ス積リデアリマス、最後ノ御質問ハ、此度此案ヲ制定スルニ付テ、政府ハ中央衛生會ニ何カ力ヲ加ヘ、無理ニ之ヲ通過セシメタノデハナインカ、左様ナ事ハ全然アリマセヌ、是ハ私色コトガアリマス、サウ云フ所デモ十分述べ居リマスガ、斯様ナ法案ハ若視ノ如キ専門家デナイ者ニ、逆モ分ラヌコトデアルカラ申シマスルト云フト、此藥劑師法案ナリノ根本ヲ成シテ居ル所ノ藥品ト云フモノニ付テ、内務大臣ニ質疑ヲ致シタノデアリマス、ドウカ今日ハ簡単デカト申シマスルト云フモ、右御伺致シマスルリ、藥品法案ナリノ根本ヲ成シテ居ル所ノ藥品ト云フモノニ付テ、内務大臣ハ如何ナル御解釋ヲ爲シテ居ラシヤルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、由來我國デハリマス、決シテ政府ハ力ヲ加ヘテ無理ニ原案ヲ通シタ云フコトハアリマセヌ、先程中原君ノ述ベラマシタ通り、政府ノ出シタ議案ガ何遍デモ變更サレテ、結局此所ガ適正デアルト云シテ今日ニ十條ガ極マッタ位ニマデ、中央衛生會ニ於テモ意見ガ屢々變化ト云フ病氣ニハ「キニーネ」ト云フ特效藥ガアリマシテ、是ハ決シテ劇藥デモ毒藥デモナインデアリマス、所ガ此「キニーネ」モ用方ヲ誤リマスルト云フト、癱瘓ベキ「マラリヤ」モ痼疾ニ陥リマシテ、遂ニハ黒水熱ト云フが如キ危險ナル病氣ヲ起スノデアリマス、隨テ今回御制定ニナリマシタ藥品法ニ於ケル第十條ノ如キモノニ依テ、此藥品が醫師ノ指圖ヲダケルコトナク、手療治ノ上ニ廣く使ハレマシタナラバ、國民ノ衛生上ニ一大危害ヲ來スコト、私ハ考ヘルノデアル、殊ニ私ノ憂フルコトハ、專門家タラガル若規内務大臣ニ御氣



出衛生局長ハ多數ノ官吏タル委員ヲ歴訪シテ、官吏道徳上此政府ノ案ニ同意ヲシテ吳レドト云フコトヲ極力運動致シタデハアリマセヌカ、而シテ特別委員會ニ於テ形勢非ナリト見ルヤ、社會局長官ニシテ且ソ同會ノ委員タル長岡隆一郎君ニ頼ンデ、所謂長岡案ナル修正案ヲ提出セシメ、是ハ最善ノ案デアルト總會ニ於テ自分が説明ヲシナガラ、形勢非ナリト見ルヤ、態々舅父ノ平田伯ノ病氣ヲ其儘ニシテ、逗子カラ馳セ參ジタ所ノ長岡君ヲ置去リニシテ、直ニ穢テ栗本案ナルモノニ同意ヲ致シタノデアリマス、長岡君ハ此事ニ付テ大ニ憤慨ヲシテ、實ニ吾輩ハ二階へ上ダラレテ梯子ヲ取ラレタモノデアルト申シテ居ルサウデアル、斯ノ如キ事ハ綱紀肅正ヲ叫バレル所ノ若櫻内務大臣ノ部下ニ於テ如何デアリマセウ(ヒヤヒヤ)「其通り」同僚中原君ハ此中央衛生會ノ内情ニ付テ不都合デアル、或ハ不埒千萬ナドト云フヤウナ言葉ヲ用キラレマシタガ、若シモ内務大臣ガ日本醫師會ニ御説明ニナルナバ、吾々ハ奇麗ニ第十條ヲ削除シテ申ヲスルノデアル、日本醫師會ニ諮詢スルコトヲ爲サズシテ、今更中央衛生會ノ答申ヲ以テ是ガ公平ナル醫界ノ輿論ナリト云フコトハ、私ハ斷ジテ受取ラナイノデアリマス

## 〔「戴蛇ニナルゾ」却テ不利益デ セウ〕

〔與黨靜甫ニト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 靜甫ニ願ヒマス  
○土屋清三郎君(續) 次ニモウツ内務大臣ニ御尋ヲ致シマス、此法案ヲ御出シニナル前ニ、宮内大臣ト御交渉ニラレマシタカドウデアルカ、宮内省ニハ傳染病豫防法ガアッテ、特ニ宮中ノ保健衛生ノ爲ニ力ヲ致サレテ居ルノデアリマス、畏多イ事デアリマスルケレドモ、先年皇后陛下ガ「チブス」ニ御罹リニナリマシタ當時、段々其原因ヲ調べテ見マスルト云フト、赤坂カラ宮内省ノ大膳職ニ出入スル者ノ雇人ノ家族ノ中ニ「チブス」ガアッタト云フコトデ、當時ノ内務當局者ハ大ニ恐縮ヲシタ事實ガアルデハアリマセヌカ、又先年「コレラ」流行ノ當時、同

ジク官内省大膳職ノ御用ヲシテ居候所ノ或ル墓子屋ニ、「コレラ」菌ノ保菌者が出マシタ、早期ニ之ヲ發見致シマシタガ爲ニ幸ニ圖案ナル修正案ヲ提出セシメ、是ハ最善ノ案デアルト總會ニ於テ自分が説明ヲシナガラ、形勢非ナリト見ルヤ、態々舅父ノ平田伯ノ病氣ヲ其儘ニシテ、逗子カラ馳セ參ジタ所ノ長岡君ヲ置去リニシテ、直ニ穢テ栗本案ナルモノニ同意ヲ致シタノデアリマス、長岡君ハ此事ニ付テ大ニ憤慨ヲシテ、實ニ吾輩ハ二階へ上ダラレテ梯子ヲ取ラレタモノデアルト申シテ居ルサウデアル、斯ノ如キ事ハ綱紀肅正ヲ叫バレル所ノ若櫻内務大臣ノ部下ニ於テ如何デアリマセウ(ヒヤヒヤ)「其通り」同僚中原君ハ此中央衛生會ノ内情ニ付テ不都合デアル、或ハ不埒千萬ナドト云フヤウナ言葉ヲ用キラレマシタガ、若シモ内務大臣ガ日本醫師會ニ御説明ニナルナバ、吾々ハ奇麗ニ第十條ヲ削除シテ申ヲスルノデアル、日本醫師會ニ諮詢スルコトヲ爲サズシテ、今更中央衛生會ノ答申ヲ以テ是ガ公平ナル醫界ノ輿論ナリト云フコトハ、私ハ断ジテ受取ラナイノデアリマス

〔「戴蛇ニナルゾ」却テ不利益デ セウ〕

〔與黨靜甫ニト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 靜甫ニ願ヒマス  
○土屋清三郎君(續) 次ニモウツ内務大臣ニ御尋ヲ致シマス、此法案ヲ御出シニナル前ニ、宮内大臣ト御交渉ニラレマシタカドウデアルカ、宮内省ニハ傳染病豫防法ガアッテ、特ニ宮中ノ保健衛生ノ爲ニ力ヲ致サレテ居ルノデアリマス、畏多イ事デアリマスルケレドモ、先年皇后陛下ガ「チブス」ニ御罹リニナリマシタ當時、段々其原因ヲ調べテ見マスルト云フト、赤坂カラ宮内省ノ大膳職ニ出入スル者ノ雇人ノ家族ノ中ニ「チブス」ガアッタト云フコトデ、當時ノ内務當局者ハ大ニ恐縮ヲシタ事實ガアルデハアリマセヌカ、又先年「コレラ」流行ノ當時、同

ジク官内省大膳職ノ御用ヲシテ居候所ノ或ル墓子屋ニ、「コレラ」菌ノ保菌者が出マシタ、早期ニ之ヲ發見致シマシタガ爲ニ幸ニ圖案ナル修正案ヲ提出セシメ、是ハ最善ノ案デアルト總會ニ於テ自分が説明ヲシナガラ、形勢非ナリト見ルヤ、態々舅父ノ平田伯ノ病氣ヲ其儘ニシテ、逗子カラ馳セ參ジタ所ノ長岡君ヲ置去リニシテ、直ニ穢テ栗本案ナルモノニ同意ヲ致シタノデアリマス、長岡君ハ此事ニ付テ大ニ憤慨ヲシテ、實ニ吾輩ハ二階へ上ダラレテ梯子ヲ取ラレタモノデアルト申シテ居ルサウデアル、斯ノ如キ事ハ綱紀肅正ヲ叫バレル所ノ若櫻内務大臣ノ部下ニ於テ如何デアリマセウ(ヒヤヒヤ)「其通り」同僚中原君ハ此中央衛生會ノ内情ニ付テ不都合デアル、或ハ不埒千萬ナドト云フヤウナ言葉ヲ用キラレマシタガ、若シモ内務大臣ガ日本醫師會ニ御説明ニナルナバ、吾々ハ奇麗ニ第十條ヲ削除シテ申ヲスルノデアル、日本醫師會ニ諮詢スルコトヲ爲サズシテ、今更中央衛生會ノ答申ヲ以テ是ガ公平ナル醫界ノ輿論ナリト云フコトハ、私ハ断ジテ受取ラナイノデアリマス

〔「戴蛇ニナルゾ」却テ不利益デ セウ〕

〔與黨靜甫ニト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 静甫ニ

○土屋清三郎君(續) 事、宮中ノ衛生ニ關スル事デアル(ヒヤヒヤ)何ガ問題外デアルカ〔問題外デヤナイカ〕〔謹聽〕賣名ハヨセ」ト呼フ者アリ〕

〔「宮内省ト何ノ關係ガアル」「問題外」何ガ問題外デアルカ〕

○議長(柏谷義三君) 静甫ニ

○土屋清三郎君(續) 事、宮中ノ衛生ニ關スル事デアル(ヒヤヒヤ)何ガ問題外デアルカ〔問題外デヤナイカ〕〔謹聽〕賣名ハヨセ」ト呼フ者アリ〕

〔「宮内省ト何ノ關係ガアル」「問題外」何ガ問題外デアルカ〕

○議長(柏谷義三君) 私語ヲ禁ジマス

○土屋清三郎君(續) 最後ニ私ハ大藏大臣ニ御尋ヲ致シマス、此法案ヲ御出シニナル前ニ、宮内大臣ト御交渉ニラレマシタカドウデアルカ、宮内省ニハ傳染病豫防法ガアッテ、特ニ宮中ノ保健衛生ノ爲ニ力ヲ致サレテ居ルノデアリマス、畏多イ事デアリマスルケレドモ、先年皇后陛下ガ「チブス」ニ御罹リニナリマシタ當時、段々其原因ヲ調べテ見マスルト云フト、赤坂カラ宮内省ノ大膳職ニ出入スル者ノ雇人ノ家族ノ中ニ「チブス」ガアッタト云フコトデ、當時ノ内務當局者ハ大ニ恐縮ヲシタ事實ガアルデハアリマセヌカ、又先年「コレラ」流行ノ當時、同

バ、政府ハ是ガ免許ヲ與ヘナイユトハ出來ナイデアリマセウ、免許ヲ與ヘマシタ以上ナレト云フガ如キ矛盾ナコトハ、断ジテ國ハ、之ニ課税ヲスルコトハ出來ナイデアリマセウ、同一ノ藥品ヲ藥劑師ガ調剤スレバ無税トナリ、賣藥業者が調剤スレバ有税トナルト云フガ如キ矛盾ナコトハ、断ジテ國民ハ許サナイノデアリマス、私ハ此事ニ對シテ大藏大臣ノ明白ナル御答辯ヲ仰グノデアリマス

○議長(柏谷義三君) 若櫻内務大臣

〔國務大臣若櫻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若櫻禮次郎君) 土屋君ノ弟第一ノ御質問ハ文部大臣カラ答辯セラレマス、但シ一言申上ダテ置キマスカ、藥劑師ノ身體ニ異常ノアツタ場合ニハ、直ニ醫師ノ診察ヲ受ケルヤウニ宣傳ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、今内務大臣ノ御説明ニナリマシタ如ク、貧民ハ醫者ニ掛ラレナイカラル者アリ)此點ニ對シテ官内當局ト如何ナル御交渉ヲナサッタカト云フコトヲ承リタノデアリマス、此法律が通過致シマセヌト、出致シマシタ德島ニ於ケル高等工業學校ノ卒業生ニ、藥劑師ノ資格ヲ與ヘルト云フコトモ、亦此法律ニ依テ目的ヲ達シタイノデアリマス、此法律が通過致シマセヌト、其必要ヲ充タスコトガ出來ヌト云フ關係ニナツテ居ルト云フコトダケハ、内務當局トシテ一言茲ニ申上ダテ置キマス、第二ノ御質問ハ改正案ノ藥品法ノ第十條ハ命令ヲ以テ定メルト云フコトニナツテ居ル、其命令ハ内務大臣ト云フ素人ガ作リテ、サウシテ其素人ノ作タ命今ニ依テ出來タモノヲ、素人ガ藥劑師ニ註文シテ、サウシテ服薬ヲスルノデアル、ソレデアルト云フト明治天皇ノ御聖旨ニ仰セラル、、醫師ノ治療ヲ受ケナイ者ガアツテハ相成ラムト云フ御趣旨ト矛盾スルデハナイカト云フ御質問ノヤウデアリマス、前ニ申上ダタ通り、政府ハ何時マデモ病アル者ニ對シテハ醫者ノ治療ヲ受ケセセタサイ、明治天皇ノ御聖旨ノ通りニ致シタイ、併シ其希望ハ持テ居リマシテモ、世ノ中ニハ醫師ノ治療ヲ受ケルコトノ出來ヌ程ノ事情ノアル者ガアル、是ガ買藥致シタイ、明治天皇ノ御聖旨ノ通りニコトガ出来ルヤウニ認メタカラト云ウテ、コトガ出来ルヤウニ認メタカラト云ウテ、對シテハ害ノ無イ範圍ニ於テ、買藥ヲ爲スコトガ出来ルヤウニ認メタカラト云ウテ、是ハ決シテ私申述ベル所ニ矛盾ガアルトハ認メヌノデアリマス、第四ノ御質問ノ健康保險法ヲ實施シテ、勞働者ガ病氣ノ時ニハ無料デ以テ治療ヲ受ケルヤウニシテヤレバ宜イ、ソレガ無イカラシテ、買藥デモシナハ勞働者ノミナインデアリマス、僻遠ノ地方、大多數ノ所ニ於テ此必要ヲ感ジテ居ル者ガアルノデアリマス、併シ健保保險法ヲ實施スレバ、社會ノ餘り富裕デナイ者ガ、疾病ノ場合ニ大ニ便利ヲ得ルト云フコト

ハ、私ハ認メルノデアリマス、ソレ故ニ一  
日モ速ニ健康保険法ハ實施致シタイノデア  
リマス、ソレガ爲ニ出来ルダケノ努力シタ  
積リデアリマスケレドモ、財政ノ状況ガ之  
ヲ許サズシテ、今日ハ是ガ實施ヲ見ルコト  
ガ出来ヌノデアリマスガ、大正十五年ニ至  
レバ私ハ是非健康保険法ヲ實施サレルヤウ  
ニ致シタリト思ヒマス、併シ之ヲ實施シタ  
カラト云ウテ、只今申上ダタ通り、全然手療  
治ヲ爲ス必要ガ無クナルト云フ譯ニ參リマ  
セヌカラ、健康保険法ノ實施ガアリマシテ  
モ、改正案ノ第十條ナルモノハ矢張施行ノ  
必要ガアルノデアリマス、ソレカラ第五ノ  
御質問ノ中央衛生會ノ事ハ、質疑ノ終リニ於  
テ先程私が中原君ニ御答シタ中央衛生會ノ  
事ハ、此事ヲ承知シテ居ル政府委員ノ方カ  
ラ申上ダマセウト申シテ置キマシタガ、何  
レ委員會ニ於テ詳細ハ申上ダルデアリマセ  
ウガ、簡単ニ此處ニ政府委員カラ説明ヲ致  
ス苦デアリマスカラ、ドウカ之ヲ御聽キニ  
ナリタイノデアリマス、ソレ故ニ私ハ之ニ  
對スル答辯ハ省略ヲ致シマスガ、唯、一言  
ダケ申上ダマスルガ、内務省カラ出で居ル  
官吏ノ委員デアリマシテモ、委員ノ地位ニ  
居テ、中央衛生會デ審議ヲ致シマス時ニ  
ハ、其人ノ良心ト自由ニ依テ判断スルノ  
デアリマシテ、決シテ政府ノ命令通リニ動  
イテ居ルノデナイト云フコトダケハ申上ダ  
テ置キタイノデアリマス、改正案ヲ起草ス  
ルニ付テ、宮内大臣ト交渉シタリヤ否ヤニ  
付テハ、交渉ハシナカツタノデアリマス、是  
ダケノ改正ニ付テハ宮内大臣ニ協議ヲ致サ  
ヌデモ、内務當局トシテ判断シテ宜イト考  
ヘタノデアリマス、第七ハ大藏大臣ニ向  
テノ御質問デアリマスガ、唯、賣藥稅法ハ  
大藏大臣ノ所管デアリマスケレドモ、賣藥  
法ハ内務大臣ノ所管デアリマスカラ、賣藥  
法ニ關スル限ニ於テ私ハ申上ダマスガ、此  
十條ニ於テ認メタ配合劑ヲ賣藥トシテ賣  
時ニハ免稅スルヤ否ヤ、賣藥トシテ免許ヲ  
受ケレバ、或ル場合ニ於テハ免許ヲ致シマ  
ス、併シ賣藥ナルモノニハ效能書ガ附ケテ  
アッテ、此賣藥ハ何ニ效能ガアルト云ウテ、

初メカラ效能書ガ附イテ居ルノデアリマ  
ス、其賣藥ト、此新法ニ於テ配合劑トシテ  
藥劑師ガ依頼者ノ要求ニ依シテ配合スルモ  
ノハ何等效能モ書イテアリマセズ、何等藥  
劑師ノ診断ヲ加ヘナイモノトハマルデ別デ  
アリマスカラ、之ヲ賣藥トスルナラバ、賣  
藥トシテ賣藥稅ガ課カル、賣藥ニシナケレ  
バ、藥品法十條ニ依シテ稅ハ課ケナイ、斯ウ  
云フ關係ニナリマス、併シ尙ホ稅法ニ付テ  
精シイコトガ御聽キニナリタケレバ、大藏  
省所管デ是ハ御答辯スルコトニ致シマス  
(拍手)

○國務大臣(岡田良平君)登壇

○國務大臣(岡田良平君)登壇

トガ出来ナイ、或ハ藥劑師ガ多キニ過ギル  
ト云フコトデアリテ、御互ニ職業上ノ競争  
ヲ起スト云フコトガアツテハ、甚ダ不利益  
ニアリマスルガ故ニ、藥劑師ノ養成ニ付テ  
ハ、文部省ハ數年前其方針ヲ改メテ、從前  
藥學ノ學校ハ醫學校ニク付ケテ居タルモノ  
デアリマス、左様ニ致シマシテ、其學校ニ  
於テ養成セラレタル者ハ、單ニ藥劑師トシ  
テ調劑ノ事ニノミ堪能ナル人ヲ養成スルト  
云フヤウナ方針ヲ執リ來シタノデアリマス  
ガ、近來追々此學校が發達スルニ伴ヒマシ  
テ、寧口是ハ單ニ調劑ト云フコトニ止マリ  
マセズシテカラニ、藥品ノ製造ト云フコト  
ニ重キヲ置クコトニ致シテ居ルノデアリマ  
ス、隨テ以前ハ醫學校ト分離スルヤウニ致シ  
ノガ、段々醫學校ト分離スルヤウニ致シ  
若クハ獨立ニ工業學校ノ種類トシテ、之ヲ  
以テ御質問ニナシタ考へマス、此學生ヲ  
養成致スニ付テ數ヲ定メルト云フコトハ、  
非常ニ困難ナル問題デアリマス、今日醫師  
ノ養成機關が既ニ多キニ過ギル、醫師ハ斯  
程澤山ニ養成シナクテモ宜イト云フコトヲ  
主張スル人モアリマス、又或ハ商業學校ノ  
數ハ既ニ多キニ過ギル、斯ノ如ク多數ノ實  
業學校卒業生ヲ養成スル必要ナシ、斯業ニ  
唱ヘル人モアリマスガ、此教育機關ハサツ  
機械的ニ、ドレ程ガ適當ダト云フコトヲ何  
人モ之ヲ定ムルコトハ出來ヌノデアリマ  
ス、成程或人ハ之ヲ多キニ過ギルト考ヘル  
人モアリマスガ、或人ハ是ハ未ダ少キニ過  
ギルト考ヘル人モアル、或ハ日本ニ於テバ  
カリ働クト見マシタナラバ、多キニ過ギル  
ト考ヘマシテモ、或ハ朝鮮、支那ニ出デ、  
或ハ南洋ニ出デ、其他各地ニ出テ働クト云  
フコトニ考ヘマシタナラバ、今日多キニ過  
ギルト思フモノモ或ハ少キニ過ギルカモ知  
レナイ、故ニ此學生ノ養成ノ數ト云フモノ  
ハ、正確ニ定ムルコトハ出來ナイノデアリ  
マシテ、今日藥劑師ノ養成ガ果シテ多キニ  
過ギルカドウカト云フコトハ、頗ル當局ト  
シテ正確ナル標準ハ定メ得ナイモノト考ヘ  
テ居リマス、併ナガラ藥劑師トシテ養成セ  
ラレタ者ガ、世ノ中ニ出テ藥劑師ニナルコ

○土屋清三郎君 只今内務大臣ノ御答辯  
ニ重キヲ置クコトニ致シテ居ルノデアリマ  
ス、隨テ以前ハ醫學校ト分離スルヤウニ致シ  
ノガ、段々醫學校ト分離スルヤウニ致シ  
若クハ獨立ニ工業學校ノ種類トシテ、之ヲ  
設置スルコトニ致シテ居ルノデアリマス、  
只今内務大臣ノ述ベラマシタ德島ノ工業  
學校ノ如キニ於テ、此藥學ノ學科ヲ置キマ  
シタノモ、矢張其一例デアリマス、斯様ナ  
次第デアリマスルカラシテ、今日其數ガ多  
キニ過ギマシタ所ガ、藥品ノ製造ト云フコ  
トニ行キマシタナラバ、是ハドノ邊ガ適當  
デアリマスルカ、今日其數ガ決シテ多キニ  
過ギルト云フガ如キコトハナカラウト思  
フ、是ハ其人ニ適當ナル人ヲ得マシテ、色  
色研究モ致シ、發明モ致シテ參リマシタナ  
ラバ、其製藥事業ト云フモノハ非常ニ發達  
致シマシテ、今日獨逸カラ輸入シテ居ル  
所ノ藥品ヲ内國ニ於テ製造シ得ルト云フコ  
トニナリマスレバ、人ヲ用キルニ於キマシ  
テモ澤山ノ人ヲ要スルコトニナリマスノ  
デ、即チ今日ノ養成ト云フモノガ、未だ多  
キニ過ギルト云フコトハ出來ナイト考ヘル  
ノデゴザイマス(拍手)

○國務大臣若槻禮次郎君登壇

○國務大臣(若槻禮次郎君)此法律ガ成立  
致シマシテモ、ソレガ爲ニ藥劑師マデ分布  
シテ、買藥ノ便利ヲ圖ルト云フコトマデハ  
致シマセヌノデアリマス、或所ニ行シテ之  
ヲ爲サウト思フ者ハ禁ズルト云フコトヲセ  
ナイダケデ、藥劑師ヲ増加シテマデ買藥ヲ  
獎勵スルト云フコトハ致シマセヌノデス、  
官内大臣ニ交渉セナカツト云フ事柄ハ、  
官内大臣ニ交渉セナカツト云フ事柄ハ、  
單リ此問題バカリデハアリマセヌ、内務行  
政デアルモノヲ、何事デモ一應ハ官内省ニ  
斷ラナケレバ實行ガ出來ヌト云フヤウナ、  
左様ナ關係ノモノデハナカラウト思ヒマス  
(拍手)

○議長(柏谷義三君) 森田茂君

○森田茂君 極ク簡單デアリマスカラ當席  
カラ御許ヲ願ヒタ、ホンノ一言デアリマ  
ス——私ノ質問ヲ致サント欲シマスル所  
ハ、他ノ議員諸君カラ大半盡サレタノデア





二時間ヲ要スル法律案デハナイノデアリマス、ソレデアリマスカラ今日カラ二十五日マデク期間ガアリマスレバ、貴衆兩院ニ於テ慎重ニ審議セラル、ニハ十分ナル期間ガアリ、此法案が審議セラレ、法律ニナルコトヲ私ハ確信シテ居ルノデアリマス。

○議長(柏谷義三君) 此際議事進行ニ關スル發言ヲ許シマス、八木逸郎君

〔八木逸郎君登壇〕

○八木逸郎君 私ハ極ク簡單ニ議事進行ニ付テ申シタイノデアリマス、先程我が親愛

ナル中原君が議事進行ト云フ名ノ下ニ中央衛生會ヲ誹謗シ、中央衛生會ノ委員ヲ御批評ニナツタノハ、是ハ私敢テ彼是レ申サヌ

ノデアリマス、併ナガラ其言葉ノ中ニ、煽動シテ院外デ勵イタ、斯ウ云フ言葉ガアッタヤウニ思フノデアリマス、日本全國ノ醫師大會ガ此法案ニ反對シテ、而シテ輩輩ノ

下ニ集テ居タ此運動ヲ、日本醫師會ノ幹部若クハ二三人ノ人ノ煽動ニ依ルト云アヤウナ言葉ハ、私ハ中原君ノヤウナ溫厚ナル人ニ、唯中央衛生會ヲ批評スル言葉ノ逆リ

トシテ出タモノデナイカトハ信ズルノデアリマスケレドモ、若シ左様デアタラ御取

消ヲ願ヒタイ、然ラズシテ煽動ナリト認メラレルニ於テハ、吾々ハ他ノ方法ヲ以テスルガ、之ヲ默止スルコトハ出來ナイノデアリマス、(拍手)

○議長(柏谷義三君) 只今八木君が御述ニナリマシタ事ニ付テ、中原君ハ如何御考ニナリマスカ

〔「必要ナシ」ト呼フ者アリ〕

○中原德太郎君 別ニ私ハソレニ對シテ取消スノ必要ヲ認メマセヌ、煽動ト云フ言葉ハ明ニ用キマシタ、併シ私ハ電報デ色々ノ事ヲ通牒ヲ發スル、或ハ集會ヲ催シテ其

意味ニ於ケル運動ヲスルト云フヤウナコトハ、矢張煽動ト云フコトニ理解シテ居リマス、若シ私ノ理解ガ誤ンテ居ルナラバ取消シマスガ、私ハサウ云フコトハ煽動ト言フテ宜カラウト思ヒマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 次ハ大口喜六君

○大口喜六君 私ハ極メテ簡単ニ此場合ニ付テ申シタイノデアリマス、私は此藥品法第十條ニ付テ申シタルノデアリマスガ、是マデ大分澤山ノ御質問ガアリマスガ、是マデ大分澤山ノ御質問ガアリマスモ、殆ド其全部が藥品法第十條ノミニタイト思フテ通古ラ致サズニ居タノデアリ

限ラレテ居リマシテ、此法案ノ藥剤師法、藥品法、雙方ニ互テノ質問が始ド無

カッタヤウデアリマス、私は此藥品法第十

條ニ付テモ多少ノ意見ハ持テ居リマスガ、シレヨリ先ニ藥劑師法、藥品法、此全體ニ付

テ疑問ガアルノデアリマス、之ヲ一ツニ分ケテ此際政府ニ承テ置キタイト思ヒマス、ソレヨリ先ニ藥劑師法ノ方カラ承リタイト思

先ツ私ハ此藥劑師法ノ方カラ承リタイト思

フノデアリマスガ、藥劑師法ノ第一條ヲ見

マスト「藥劑師トハ醫師ノ處方箋ニ依リ調

劑ヲ爲ス者ヲ謂フ」トアリマス、ソレヨリ

モノハ第一條カラ第十八條マテアリマシテ、之ニ附則が五條附付テ居ルノデアリ

賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調剤ヲ爲スコトヲ得ス」トアリマス、即チ此藥劑師法ト云フマシタ一條ト五條トガ骨子ニナツテ居ルノモノハ第一條カラ第十八條マテアリマシテ、之ニ附則が五條附付テ居ルノデアリ

ス、此全體ヲ通覽致シマシテ、只今讀上ダマシタ一條ト五條トガ骨子ニナツテ居ルノモノハ第一條カラ第十八條マテアリマシテ、之ニ附則が五條附付テ居ルノデアリマス、即チ藥品ノ販賣授與ノ目的ヲ以テ藥品ノ調剤ヲ致ス者ガ、藥劑師ニ限ラレルニ於テハ、吾々ハ他ノ方法ヲ以テスルガ、之ヲ默止スルコトハ出來ナイノデアリマス、(拍手)

○議長(柏谷義三君) 只今八木君が御述ニナリマシタ事ニ付テ、中原君ハ如何御考ニナリマスカ

〔「必要ナシ」ト呼フ者アリ〕

ノ醫師ハ、自分ノ療治スル者ダケハ自分デ手盛ヲシテ宜イト云フノデアリマス、然ラバ藥劑師ニ薬ヲ調合シテ貰ヒニ行ク人ハ何ニ依テ行クカト云フコトニナル、皆醫師ガ手盛ヲヤフテシマフ、自分一人デ手盛ヲシテモ、殆ド其全部が藥品法第十條ノミニタイト思フテ通古ラ致サズニ居タノデアリ

マスガ、是マデ大分澤山ノ御質問ガアリマスガ、是マデ大分澤山ノ御質問ガアリマスモ、殆ド其全部が藥品法第十條ノミニタイト思フテ通古ラ致サズニ居タノデアリ

ノ醫師ハ、自分ノ療治スル者ダケハ自分デ手盛ヲシテ宜イト云フノデアリマス、然ラバ藥劑師ニ薬ヲ調合シテ貰ヒナラバ、先テ疑問ガアルノデアリマス、之ヲ一ツニ分ケテ此際政府ニ承テ置キタイト思ヒマス、ソレヨリ先ニ藥劑師法、藥品法、此全體ニ付テシテモ、殆ド其全部が藥品法第十條ノミニタイト思フテ通古ラ致サズニ居タノデアリ

マスガ、是マデ大分澤山ノ御質問ガアリマスガ、是マデ大分澤山ノ御質問ガアリマスモ、殆ド其全部が藥品法第十條ノミニタイト思フテ通古ラ致サズニ居タノデアリ

ヲ立テラレテ、長期間中央衛生會ニ諸ラレ、忍耐ニ忍耐ヲシテ今日此案ヲ出サレタト云フコトニ付テハ、私ハ現内閣ニ對シテ極メテ敬意ヲ拂フ所ノ者デアルノデアリマス（拍手）サウナルト私ハ質問モシナクテハナラナイ、今ハ已ムヲ得ヌトスルガ、追々ニハ理想ニ近ヅイテ、此附則ヲ取シテ醫藥分業ヲ爲スノ意思アリヤ否ヤ、之ヲ私ハ先ゾ政府ニ承リハイノデアリマス、一面ニ於テ此次ニ承ルノハ藥品法ノ十條デアリマス、藥品法ノ十條ハ成程只今ノ理想カラ言ヘバ、私ハ餘り極ク衰イラレタ法トハ思テ居ラヌ、併ナガラ一部ノ方ガ仰セラレテ居程ニ天下國家ニ害ヲ爲スモノトハ見テ居ラヌ、是ハ討論ノトキ、私ハ藥學ノ方ノ立場カラ詳シタ一ツ委員ノ専門家ノ御方ト議論ヲ討ハシテ見タイト思フノデアルガ、吾吾ハ或ル一部ノ人ガ言ハレル程害ノ有ルモノトハ見テ居ラヌ、併ナガラ是ガ立派ナモノデアル、理想ニ適テ居ルカト言ヘバ、吾吾ハ藥ノ學問ヲシタ者デアルガ、理想ニ適テ居ルモノトハ言フコトガ出來ナイ、併ナガラ現在、日本、狀況ニ於テハ、恰モ醫藥分業ヲ爲スベク藥劑師ヲ拘ヘテ置イテ、今日ノ醫者ニ尙ホ賣藥ヲ許シテ居ルガ如ク、矢張茲ニ國民ノ因襲ト云フモノ、間ニ關係ヲ持ツガ——多年ノ間ノ習慣並ニ現狀ヲ考慮シテ法律ヲ制定セナケレバナラヌト思フガ、私ハ此十條ハ敢テ反対ハシナイ、賛成スルノデアルガ、之ニ付テ承シテ置キタヒコトガツアル、ソレハ何デアルカト言ヘバ、此問題ニ付テモ多年ヤカマシイコトガアタケレドモ、内務省ハ首議ヲ以テ決定ヲ致シテ、大分古トイキカラ私ハ記憶致シテ居所ナク、ズト續イテ來テ居ルガ、藥劑師ト云フ者ニ、藥品ノ混合販賣ト云フコトヲ公ニ許シ、内務當局ハ通牒ヲ各府縣ニ出シテ居ル筈デアル、ソコニ私ハ内務大臣ハ素人ダト仰シヤルガ、素人デアッテモ私位ノコトハ御承知デアルト考ヘテ居ル、言フマデモナク混合販賣ト對症投藥トハ違フ、無證

察投藥ト藥品ノ混合販賣トハ違フノデアリマスルガ、是ハ專門ニ屬スルコトデアリマス、斯ウ云フ説明ハ稍面倒デアル、私ハ此所デハ失禮デアルカラ致サナイガ、今業ジテ居ル人ガアル、是ハ實ニ思ハザルノ甚ダシキモノデアル、素人ナラバ是ハ分テ論ジテ居ル人ガアル、是ハ實ニ思ハザルテ、吾々ハ甚ダは遺憾デアルト思フ（拍手）ソコニ對症投藥——無證察投藥ト云フモノハ醫者ニ禁ジテ居ルノミナラズ、無論藥劑師ニモ禁ジテ居ル、又將來ニ於テモ禁ゼナケレバナラヌ、素人ハ無論ヤツテハイケナイ、有エル者ガ禁ゼラレテ居ル、所ガ藥品ノ混合販賣ダケハ、藥劑師ハ特殊ノ藥學ニ對スル特殊ノ知識ヲ持テ、國家ノ許可ヲ受ケテ商賣ヲシテ居ル者デアルガ故ニ、  
○議長（柏谷義三君）若槻内務大臣  
（國務大臣若槻禮次郎君登壇）  
○國務大臣（若槻禮次郎君）只今大口君カラ二箇條ノ質問ガアリマシタ、其第一箇條ハ  
今回提出シタル藥劑師法ノ本文ニ於テハ、  
調剤ナルモノハ藥劑師ノ爲スベキコトデアツ、其他ノ者ハ出來ヌコトニナツテ居ル、  
附則ニ於テ醫師ナリ、齒科醫師ナリ、  
獸醫ナリガ調剤ヲスルコトガ出來ルコトニナツテ居ルガ、此規定ハ、何時マデモ此通りデハアルマイト思フガ、何時カ之ヲ改メテ本文通りニ致スヤ否ヤト云フノガ、第一問デアリマス、法律ノ規定デ原則ヲ設ケラレテ居リマシテ、附則ニ於テ經過法トシテ斯ウシテモ宜イト云フ規定ノアルコトハ、何時モソレハ例外法デアリマス、例外法ハ何時カハ原則ニ戻ルノガ當然デアリマスカラ、  
ハ差支ナイト言ヒ、裁判所ニ於テハ遂ニ科料六圓デアタト私ハ記憶シテ居ルガ、科料カ罰金ニ其藥劑師ガ處セラレタ、是カラ混和販賣ニ疑ガ起シテ參テ、内務省ノ解釋ト裁判所ノ解釋トノ間ニ解釋が違ヒマシテ、

ソレカラ内務省ハ多年ノ方針、内務省が取り來シタ所ノ方針ヲ實行シ、ソレガ今日ノ事情ニ宜イト信ズルガ爲ニ、混合販賣ノ十條ヲ法律ノ明文トシテ設ケテ、法律上疑ガナイヤウニシヤウト云フ趣意デアラウト私モ四分ノ一二モ縮メラレ、其上ニ命令ヲ以テ定ムル、其命令ハ更ニ醫者ノ諸君ガ大多數デアル中央衛生會ニ懸ケラレテ決メラレ、此位ノコトガ出來ナイト云フコトニナレバ、是ハ日本ノドウモアベコベニ私共ハ民衆ノ非常ニ不便ヲ來ス所ノ問題デアルト私ハ思テ居ル、ソコニ對シテ居ル者デアルガ故ニ、  
○議長（柏谷義三君）若槻内務大臣  
（國務大臣若槻禮次郎君登壇）  
○國務大臣（若槻禮次郎君）只今大口君カラ二箇條ノ質問ガアリマシタ、其第一箇條ハ  
今回提出シタル藥劑師法ノ本文ニ於テハ、  
調剤ナルモノハ藥劑師ノ爲スベキコトデアツ、其他ノ者ハ出來ヌコトニナツテ居ル、  
附則ニ於テ醫師ナリ、齒科醫師ナリ、  
獸醫ナリガ調剤ヲスルコトガ出來ルコトニナツテ居ルガ、此規定ハ、何時マデモ此通りデハアルマイト思フガ、何時カ之ヲ改メテ本文通りニ致スヤ否ヤト云フノガ、第一問デアリマス、法律ノ規定デ原則ヲ設ケラレテ居リマシテ、附則ニ於テ經過法トシテ斯ウシテモ宜イト云フ規定ノアルコトハ、何時モソレハ例外法デアリマス、例外法ハ何時カハ原則ニ戻ルノガ當然デアリマスカラ、  
ハ差支ナイト言ヒ、裁判所ニ於テハ遂ニ科料六圓デアタト私ハ記憶シテ居ルガ、科料カ罰金ニ其藥劑師ガ處セラレタ、是カラ混和販賣ニ疑ガ起シテ參テ、内務省ノ解釋ト裁判所ノ解釋トノ間ニ解釋が違ヒマシテ、

内務省ハ從來混合販賣ハ差支ナイト云フ解釋ヲ取シテ、之ヲ地方廳ニ通牒シテ居タ苦デアルガ、其通リデアタヤ否ヤ、ソレニ付テ裁判所ト見解ヲ異ニシテ、或ル時ハ裁判所ハ内務省ト解釋ヲ異ニシタ爲ニ、藥劑師ガ罰金ニ處セラレタコトガアルヤウデアル、之ヲ改メルガ爲ニ此法律案ヲ提出シタノデアルカ、之ガ第二ノ御質問デアルト思ヒマス、是ハ加藤君ノ御質問ニ對シテ、先程其事ハ私が申述ペテ居ルノデアリマス、即チ大口君ノ申サル通り、内務省ハ從來混合販賣ハ差支ナイト云フ解釋デアリマスケレドモ、裁判所ガ此解釋ヲ採リマセヌ故ニ、行政府ト司法部ト互ニ解釋ヲ異ニシテ居ルト云フコトガ、如何ニモ人民ノ迷惑デアリマス、故ニ茲ニ法律ヲ改正シテ、解釋ヲ一定シテ人民ノ迷惑ニナラナイヤウニシヤウト云フノガ改正案ヲ提出シタ所以デアリマス（拍手）  
○議長（柏谷義三君）是デ質疑通告ノ發言ヲ終リマシタ  
○土屋清三郎君 議長——議長、私ハ先程ノ片岡政務次官ノ中央衛生會ニ關スル説明ニ付テ質疑ガアリマス、御許ヲ願ヒマス  
○議長（柏谷義三君）質疑終了ノ宣告ヲ致シマシタ、許シマセヌ、日程第四右各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス  
○議長（柏谷義三君）是デ質疑通告ノ發言ヲ終リマシタ  
○作間耕逸君 本案ハ委員ノ數ヲ特ニ十八名トシ議長ニ於テ指名セラレムコトヲ望ミ  
○議長（柏谷義三君）「贊成々々」ト呼フ者アリ  
○議長（柏谷義三君）作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
○議長（柏谷義三君）「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ  
○議長（柏谷義三君）御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五條約ニ基ク外國トノ利權契契ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、幣



○井本常作君 本案ハ日程第五ノ議案ト同一委員ニ併セテ付託セラレントコトヲ望ミマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(柏谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ  
一、日程第十一、外國人土地法案ノ第一讀會ヲ開キマス、小川司法大臣

第十一 外國人土地法案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

外國人土地法

第一條 帝國臣民又ハ帝國法人ニ對シ土地ニ關スル權利ノ享有ニ付禁止ヲ爲シ

又ハ條件若ハ制限ヲ附スル國ニ屬スル外國人又ハ外國法人ニ對シテハ勅令ヲ

以テ帝國ニ於ケル土地ニ關スル權利ノ

享有ニ付同一若ハ類似ノ禁止ヲ爲シ又

ハ同一若ハ類似ノ條件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

第二條 帝國法人又ハ外國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權過半數カ前條ノ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ外國人又ハ外國法人ト同一ノ國ニ屬スルモノト看做シ前條ノ規定ヲ適用ス

第三條 外國ノ一部ニシテ土地ニ關シ特別ノ立法權ヲ有スルモノハ本法ノ適用

ニ付テハ之ヲ國ト看做ス

第四條 國防上必要ナル地區ニ於テハ勅令ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ土地ニ關スル權利ノ取得ニ付禁止ヲ爲シ又ハ條件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

第五條 帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ前條ノ規定ヲ適用ス

第六條 土地ニ關スル權利ヲ有スル者カ得サルニ至リタル場合ニ於テハ一年内テハ前條ノ規定ヲ依リ其ノ權利ヲ享有スルコトヲ

前項ノ規定ニ依リ其ノ權利ノ處分ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 本法ノ施行ニ伴フ不動產登記法ニ關スル特例ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十九條 明治六年第五十一號ハ之ヲ廢止ス  
第十九條 明治六年第五十一號ハ之ヲ廢止ス  
第十九條 明治二十二年法律第六十七號中「土地ノ抵當權者ナル外國人カ」ヲ「抵當權者カ抵當權ノ目的タル權利ヲ享有スルコトヲ得サル場合ニ於テ」ニ、「抵當不動產」ヲ「抵當權ノ目的タル權利ニ改ム  
第十一條 民法第九百九十九條中「日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合」ヲ「國籍ノ喪失ニ因リテ其有スル權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合」ニ改メ「日本人ニ」ヲ削ル  
〔國務大臣小川平吉君登壇〕  
○國務大臣(小川平吉君) 本案ハ外國人ニ土地所有權ヲ許サウト云フ所ノ案デゴザイマス、御承知ノ通リ我國ニ於テハ明治六年ノ布告ニ依リマシテ外國人ニハ土地ノ所有權ヲ與ヘテモ差支ナカラット信ジテ居ルノデアリマス、去ル明治四十三年ニ一度外國人土地所有權法ト云フ法律ガ實行ヲ起ルニ至ラナカッタノデアリマス、之ガ爲ニ至ラナカッタノデアリマス、何トナレバ只今小川司法大臣ノ説明ニ依リマシテ、本案ハ極メテ時宜ニ適シタ必要ナル案デアルト信ズルノデアリマスカ、併シ本案ノ第一條ニ於キマシテ、我國人ノ土地ノ所有ヲ禁止シ、若クハ條件ヲ附ケ制限ヲ加エテ居ル國ニ對シテハ、我國ニ於テモ同様ニ此土地ノ所有ヲ禁止シ條件ヲ附ケ制限ヲ加ヘルコトガ出來ルト云フコトニナツ居リマスガ、併シ此第一條ハ私ハ寧ろ剷除ヲシテ、假令外國ニ於テ我國人ニ土地ノ所有ヲ禁止致シマシテモ、我國ニ於テハ之ヲ許ス方ガ宜シトイ考ヘルノデアリマス、此法律ガ實行ヲ起ルニ至ラナカッタノデアリマス、何トナレバ只今小川司法大臣ノ説明ニモアリマシタルガ如ク、我國考ハテモ差支ナカライト私ハ深ク信ズルノデアリマス、又外國ニ於テ我國民ノ土地ヲ買收セラルト云フコトヲ恐レル必要ハ少シモナイ、寧ロ我國民が外國ニ於テ如何ニシテ土地ヲ所有スベキカト云フコトヲ考ハテハ相互主義ヲ執ルコトノ必要ガアル場合ガアルデアルト云フコトヲ想像致シマシテ、隨テ法律ニ之ヲ規定セズニ、勅令ヲ以テ是等ノ國ニ對シテハ相互主義ヲ取ルコトガ出来ルト云フコトニ致シタノデアリマス、左様ナ必シカ生ズル場合ガアラウト考ヘテ居リマス(拍手起立)  
○議長(柏谷義三君) 津崎尚武君

前項ノ規定ハ土地ニ關スル權利ヲ有スル者ノ相續人其ノ他ノ包括承繼人カ本法ニ依リ其ノ權利ヲ取得スルコトヲ得サル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一項ニ規定スル期間ハ之ヲ三年トス  
第一項及前項ニ規定スル期間ハ通シテ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

附則  
前項ノ規定ハ土地ニ關スル權利ヲ有スル者ノ相續人其ノ他ノ包括承繼人カ本法ニ依リ其ノ權利ヲ取得スルコトヲ得サル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一項ニ規定スル期間ハ之ヲ三年トス  
第一項及前項ニ規定スル期間ハ通シテ三年ヲ超ユルコトヲ得ス  
上権小作權ノ如キハ少シモ制限ナク外國人ニ許シテ居リマスノデ、既ニ地上權ヲ有シテ居ル外國人モ少クナイト云フ有様デアリマス、仍テ今回所有權ヲ許ス付キマシテ付テハ、日本ニ住居シタ者デナケレバ、有スルコトガ出來ヌトカ、或ハ外國ノ法人ガ土地ヲ所有スルニ付テハ、日本ニ於テ登記ヲ受ケルコト、内務大臣ノ許可ヲ受ケルコト、斯様ノ條件等モアリマシテ、種々外國人ノ土地所有ニ付テ不便ノ點ガ少クナカッタノデアリマスガ、今日ハ最早斯ノ如キ條件ハ創除シタ方ガ相當デアラウト云フ考カラ、四十三年ニ發布ニナリマシテ今日マデ實行ニナラナカッタ所ノ外國人土地所有權法ニ向シテ、根本ヨリ改正シテ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、詳細ノ點ハ委員會ニ於テ又申上ダタイト考ヘマス(拍手)シマス、堤康次郎君  
○議長(柏谷義三君) 既ニ定刻ニ近ヅヤシタカラ時間ヲ延長シマス、本案ニ對シテ質疑ノ通告ガ數名アリマス、順次之ヲ許シマス、堤康次郎君  
〔堤康次郎君登壇〕  
○堤康次郎君只今小川司法大臣ノ説明ニ依リマシテ、本案ハ極メテ時宜ニ適シタ必要ナル案デアルト信ズルノデアリマスカ、併シ本案ノ第一條ニ於キマシテ、我國人ノ土地ノ所有ヲ禁止シ、若クハ條件ヲ附ケ制限ヲ加エテ居ル國ニ對シテハ、我國ニ於テモ同様ニ此土地ノ所有ヲ禁止シ條件ヲ附ケ制限ヲ加ヘルコトガ出來ルト云フコトニナツ居リマスガ、併シ此第一條ハ私ハ寧ろ剷除ヲシテ、假令外國ニ於テ我國人ニ土地ノ所有ヲ禁止致シマシテモ、我國ニ於テハ之ヲ許ス方ガ宜シトイ考ヘルノデアリマス、此法律ガ實行ヲ起ルニ至ラナカッタノデアリマス、何トナレバ只今小川司法大臣ノ説明ニモアリマシタルガ如ク、我國考ハテモ差支ナカライト私ハ深ク信ズルノデアリマス(拍手起立)  
○國務大臣(小川平吉君) 政府ニ於キマシテハ相互主義ヲ執ルコトノ必要ガアル場合ガアルデアルト云フコトヲ、同様ニ御伺ヒ致シタノデアリマス(拍手起立)  
○國務大臣(小川平吉君) 〔國務大臣小川平吉君登壇〕  
○國務大臣(小川平吉君) 此法案ハ我國ニ取リマシテハ古イ法案デアリマス、今日茲ニ御提出ニナツタノデアリマスガ、日本ト致シマテハ非常ニ重大ナル法案デアルテ信ズルシテハアリマス、其意味ヲ以テマシテ茲ニ、二三ノ質疑ヲ此場合ニ致シテ置キタイト思





テ我が國民ノ發展ノ上ニモ必要ガアルト云  
フヤウナ御見込アラウト思ヒマスガ、我  
ガ國民ハ海外ニ是非發展シナケレバナラ  
ス、殖民政策ヲ樹ナケレバナラヌト云フ  
ヤウナ事モ、識者ノ既ニ久シク御論究ニナ  
ル所デアリマスケレドモ、近來世界ノ何レ  
ノ方面ニ於キマシテモ、段々植民ノ考ヲ以  
テ御ヤリニナシテ見ルケレドモ、ドウモ思  
ハシク行カナイノデアル、實際ノ成績ト云  
フモノハ甚ダ思ハシク行カヌノデアル、我  
ガ國民が最モ有望ニ發展シ得ルト思フタ南  
米アラジルノヤウナ所デモ、其豫想ハ全  
ク今日デハ思ウタ程ニハ成功ノ見込ガナイ  
ノデアル、サウ云フヤウナ時代ニ我國ガ此  
危險ヲ冒シテ外國人ニ土地所有權ヲ許スト  
云フヤウナコトハ、私ナドハ甚ダ恐レルノ  
デアル（何モ危険ハナイ質問ノ要旨ヲ言  
ヒ給へ「靜肅ニト呼フ者アリ」）  
○議長（柏谷義三君） 靜肅ニ願ヒマス  
○吉良元夫君（續） 是ガ大體ニ於テ質問ニ  
ナルノデアル、ヤカマシク言フ必要ハナイ  
（簡単々々）聽カザラント欲セバ場外ニ出給  
ヘ、ソレハ自由デアル吾々ハ甚ダは重大  
ナルモノデアルト思フ、我ガ帝國ノ經濟的  
現状ニ致シテモ、實ハ殘念ナガラ非觀ス  
ベキ状態ニ陷ルノデアル、此際ニ外  
人ニ土地所有權ヲ許シマシタナラバ、私ハ  
或ハ恐レルノデアル、智識程度ノ高イ御方  
方ハ憮リニ之ヲ外人ニ賣放スヤウナ事ハアリ  
マスマシ、又極メテ権要ナル地點モサウ云  
フ所ニハ無イカヘ存シマセケレドモ、何ゾ  
知ラヌ（帝國ノ將來ニ向テ極メテ必要ナ  
ル地點デモ、今日デハ小作爭議が起ツタリ、或  
ハ又風景ノ極メテ佳イ所デモ烟ノ如キモノ  
ハ極メテ價格ガ安イノデアル、外人ハ色ニ  
ノ人ガアリマス、金儲ケニ熱心ナ人モアリ  
マスルガ、又風光ヲ愛スル方面ニ於テ非常  
ナ多趣味ナ人ガアルノデアリマシテ、是  
ハ隨分私ハ意外ナル方面ニ買收ヲ試ント欲  
スル人ガナイト限ラヌト思フノデアル、左  
様ナル事ハ私モ想像シ得ルノデアリマス、  
今日ノ如ク我國ガ疲弊困憊ニ陥リマシテ、  
金ノ無イ時代ニ斯様ナル法案ヲ成立致シマ  
シテ外人ニ土地所有ヲ許スト云フヤウナラ  
コトヲ致シマシタナラバ、甚ダ私ハ此祖宗  
カラ傳ヘテ來タ所ニ、我ガ瑞穗國ニ實ニ悲  
シムベキ事情ガ到來シハセヌカト云フコト  
ヲ恐ル、ノデアリマス、所ガ當局ノ御考デ  
全クソレハ正反對デアル、日本ハ比較的

土地モ高イノデアル、其様ナ處ハナい、今  
日土地所有上云フコトヲ外人ニ許シタ所  
ガ、外人ガ來テ大區域ノ土地ヲ買收スル  
ガ如キコトハナイト云フ御答デアリマスケ  
レドモ、ソレハ吾々ニ於テ非常ニ違フノデ  
アル、私ハ今マデ外國人ニ對スル土地所有  
權ト云フモノガ、非常ナ面倒ナ手續上、實  
際ニ於テ行ハレ惡イ狀態ニアリ、大變困難  
ナモノニナシテ居タルカラシテ、之ガ今日マ  
デ行ハレヌデ、居リマシタコト、私ハ思ウテ  
居ルノデアリマスルガ、之が明確ニ此外國  
人土地法ト云フモノガ制定サレマシテ、何  
時デモ此法案ノ精神ヲ侵サヌ以テ於テ  
ハ直ニ賣買が出來ルト云フコトニナリマ  
スレバ、或ハ恐ル、ノデアリマス、我國ハ  
非常ナ場合ガアルト云フコトヲ、私ハドウ  
モサウ云フヤウナソレハ感ズルノデアル、私ハ此  
土地所有法案ニ付テハ、非常ニマダ研究ヲ  
致シテ居ラヌノデ分ラヌ、實ニ不明瞭ナル  
文句ガアルノデアリマシテ、今後大ニ研究  
致シマシテ、尙ホ御尋ラヌル場合ガアラウ  
ト思フノデアリマスルガ、大體ニ於テ吾々  
ハ政府ノ御提案ノ趣旨トハ全ク反對ニ考ヘ  
テ居ルノデアル、斯様ナ土地所有案ト云フ  
ヤウナモノノデ御立テニナルト云フコトハ、  
是非必要アリトセバ、會期ノ十分アル、モ  
ト早イ時ニ之ヲ御出シニナラナイト云フコ  
トハ、甚ダ遺憾デアル、貴族院ニ提出セラ  
レタノモ此間僅か十時間デアル、サウシテ  
之ヲ貴族院カラ回付サレテ決スルヤウナコ  
トニナラテ居ルノデアリマスガ、是ハ所謂ド  
サクサ紛レニ行クノデアル、兩黨諸君ガ多  
イカラシテ、ドサクサ紛レニ行クノデアル  
（貴族院カラ來タノヲ知ラヌカ）ト呼フ者  
アリ其他發言者多シ）  
○議長（柏谷義三君） 靜肅ニ願ヒマス  
——

○議長（柏谷義三君） 小川司法大臣  
（國務大臣小川平吉君登壇）  
○國務大臣（小川平吉君） 吉良君ノ御述ニ  
ナリマシタコトハ、多クハ吉良君ノ御意見  
ノヤウニ伺ヒマシタガ、併ナカラ或ハ吉良  
君ノ如キ杞憂ヲ抱ケレル方モアラウカト考  
ヘマスカラ、一應私ハ御答撃シテ置キタイ  
思フ、明治六年ニ外國人ノ土地所有權ヲ禁  
止トハ違テ居タルノデアル、故ニ明治六年  
モ沟ニ幼稚ナモノデアリマシタ、經濟上カ  
テ見マスレバ土地ハ頗ル安い、又一般國民ノ  
外國人ニ對スル感情ト云フモノモ、餘程今  
日トハ違テ居タルノデアル、本國ノ權力ト云  
ニ於テハ之ヲ禁ジタ、殊ニ最モ注意スペキ  
事柄ハ、其當時ニ於テハ御承知ノ通り、曰  
本ノ國家ノ權力ト云フモノハ、遺憾ナガラ  
淘ニ弱カッタノデアリマス、治外法權ナルモ  
ノガアリ、外國人ハ我國ニ居テモ自國ノ  
領土ヲ持テ居ル國ガ、此國ニ來テ土地ヲ  
買占メルト云フコトハ、是ハ明治六年時代  
ノ杞憂ニ過ギナイモノデアルト信ジテ疑ハ  
ヌノデアリマス（拍手）  
○議長（柏谷義三君） 日程第十二、右議案  
ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致  
シマス

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委  
員ノ選舉  
○井本常作君 本案ハ委員ノ數ヲ九名トシ、  
議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス  
○議長（柏谷義三君） 井本君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ  
○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次ハ日程  
第十三乃至第十六ハ同一委員ニ付託シタ議  
案デアリマスカラ、一括シテ議題ニ爲スニ  
御異議アリマセヌカ  
○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ日程第十三漁業財團抵當法案、日

所有ヲ禁ジタノデアリマス、其後ハ茲ニ私  
ガ申上ゲル迄モナク、治外法權ハ撤廢セラ  
レ、政權ハ恢復セラレ、國家ノ權力ハ相當  
強クナゾ來マシテ、決シテ外國人ノ力ガ  
國內ニ跋扈致シタカラトテ、之ガ爲ニ日本  
ノ國家ガ困ルト云フヤウナコトハアリマセ  
ヌ、又外國トノ交通セ益、頻繁トナリ、知識  
モ開ケ、世界ノ大戰爭ニ於テモ度々勝ヲ制  
シ、國民ノ知識感情ハ——外國人ニ對スル  
關係ハ全ク昔日ト一變致シテ居リ、經濟上  
重大ナルモノヲ會期切迫ノ折柄貴族院ニ突  
然出サレテ、貴族院が通過シタカラト云ウ  
テ、直グ之ヲ御出シニナシテ、三四日デ之  
ハ直ニ賣買が出來ルト云フコトニナリマ  
スレバ、或ハ恐ル、ノデアリマス、我國ハ  
非常ナ場合ガアルト云フコトヲ、私ハドウ  
モサウ云フヤウナソレハ感ズルノデアル、私ハ此  
ハ斯様ナルコトハ十分は攻究ヲ致シマセ  
ヌト云フ、後日ニ至ラテ賄ヲ噛ムトモ及  
バナイ場合ガ出ナケレバ、宜イガト心配スル  
ノデアル、蓋シノバ憂ナリモナガ眞ニ杞  
人ノ憂デアブテ、更ニサウ云フコトガ出来  
ナカバトキニハ非常ニ仕合セデアル、併  
シ若シ出來タナラバ取返シガ付カヌノデア  
ルカラシテ、私ハ政府ノ御考ハドウシテモ  
間違テ居ルト云フ點ニ付テ、今少シクド  
ウカ丁寧ナル御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス  
（拍手）



